

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

決算特別委員会会議録 (2)			
日 時	令和2年 9月28日 (月)	開 議	午前10時00分
		散 会	午後 4時37分
場 所	第1委員会室(書類審査)及び第2委員会室(総括質疑)		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、小貫副委員長、横尾・高橋(龍)・丸山・秋元・高木・中村(誠吾)・山田各委員		
説明員	市長、教育長、小林・林下両監査委員、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、監査委員事務局長ほか関係理事者(生活環境部長、保健所長、医療業務担当部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました濱本でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には小貫委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に丸山委員、高木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、須貝委員が山田委員に、佐々木委員が中村誠吾委員にそれぞれ交代いたしております。

過日開催されました理事会において、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告申し上げます。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

(秘密会解除)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎議案第17号令和元年度小樽市病院事業決算認定について

最初に令和元年度小樽市病院事業決算書の中から、書式についてお答えいただきたいと思っております。

キャッシュ・フロー計算書について、この中では、「△は純損失」、また「△は増加」という記載があります。こうした記載方法の理由を最初にお答えいただきたいと思っております。

○(病院)経営企画課長

キャッシュ・フロー計算書につきましては、地方公営企業法施行規則で定められた様式により作成しております。マイナス表記の方法につきましても、この様式により定められているものであります。

### ○山田委員

我々、会社経営している者にとっては、これは大変、「△」がついた中で、純損失があったり、増加、こういうものがあります。個人的には、大変分かりづらい記載の方法だと思っています。

今後、こういう記載も注意深く見て、質問させていただきたいと思います。できれば、これも何か形を変えて、分かりやすくしていただきたいと思います。

次に、総括事項より何点か聞いていきます。

本当に今、コロナ禍で、優秀な医師、看護師がそろっている中、道内でも指折りの機能、設備が整った小樽市立病院について伺います。

令和元年度に入院収益や外来収益の増で収益のアップが図られたが、給与費の増や患者数の減により、当年度末資金過不足額がマイナスとなりましたとあります。

私としては、患者数については、もう少しアピール力があればいいのかと思っております。

そこで、昨年度の患者増につながる施策について、小樽市立病院のPRとして季刊誌がありますが、これ以外に何か活用していらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

### ○（病院）患者支援センター主幹

小樽市立病院が実施しました患者増につながる施策といたしましては、市民向けのものとしましては、年4回の病院広報誌の発行や、ホームページを活用した広報活動のほか、市民公開講座などの市民向け講演会を年間に10回以上開催してございます。

また、地域の医療機関向けのものとしましては、医療機関訪問を実施しまして、新任医師の挨拶回りなどの営業活動を行ったほか、医療関係者向けの勉強会を開催するなど、連携を密にすることで、紹介患者の獲得につなげてございます。

### ○山田委員

それでは、いろいろな機関と協力していくということですが、一般市民にとっては、病院まつりだとかも、5回目でしたか、こういうこともされていると聞いております。これについてはどうですか。

### ○（病院）事務課長

病院まつりにつきましては、昨年で第5回ということでやっております。内容としましては、地域の方々に病院をPRするというのを含めて、あと、いろいろな体験をしてもらって、医療従事者にもなっていただくとかという取組で、実際は行っているものであります。

### ○山田委員

私は、小樽市立病院のそういうお祭りというのですか、一般市民向けで小さい子供や母親と一緒に来院できる、そういうようなお祭りは、大変有意義だと思っています。今年はできませんでしたが、できたら、ずっとそういう親しみが醸成できる、そういうことも今後も続けていただきたいと思います。

次に、「重要契約の要旨」から、各委託費が、各業者に選定された経費と毎年の見直しについての考え方をお聞きします。

まず、契約金額で2億4,000万円余りある医事業務委託、それから1億6,000万円ある放射線機器の保守請負業務委託、1億3,000万円ほどある病院施設設備管理業務委託、それぞれの項目についてお聞かせください。

### ○（病院）経営企画課長

まず、医事業務委託につきましては、平成29年度に、指名競争入札により選定しておりまして、各年度におきましては、メインとなります医事業務、あるいは外来の業務ですとか、そのほか病棟クラークや健診センター業務など、多岐にわたることから毎年、仕様書を見直ししてきております。

放射線機器の保守請負業務委託につきましては、これまで12件の個別の契約であったものを、一つの包括契約に

見直すことでコスト減になると考えまして、これに対応可能な事業者を選定したものであり、その結果、このコストにつきましては約1,000万円の削減効果となったものであります。

病院施設設備管理業務委託につきましては、30年度にプロポーザルを実施して選定しておりまして、こちらは5年間の単年度契約を条件としておりますので、こちらにつきましても、毎年、仕様書の見直しを行っております。

○山田委員

それでは、病院施設設備管理業務委託について、今御答弁がありました5年間の単年度契約でしたか。それというのは、いつされて、次の更新はいつなのか、お答えいただけますか。

○(病院)事務課長

今の病院施設設備管理業務につきましては、プロポーザルにつきましては5年ごとに実施しておりまして、次回は令和6年度の契約からという形になりますので、5年度中よりプロポーザルを行う形になっております。

また、契約につきましては、毎年単年度で更新しております。

○山田委員

放射線機器の保守請負業務委託では、約1,000万円の減ということでありましたが、病院施設設備管理業務委託については、どれぐらい縮減というか、節約になったとかはわかりますか。

○(病院)事務課長

こちらは、契約金額については下がってはいないのですが、保守点検設備の項目が、中に96項目ありまして、この積み上げで契約金額が決まる形になっております。

また、保守点検契約のサイクルが3年に1度や5年に1度、毎年やるものなど、いろいろ多岐にわたっているものですから、金額が必ず下がるという形にはなっていないところです。

○山田委員

できれば、本当に経費の節約になればいいと、私も思っております。

それでは、最後に、高等看護学院について、1点だけお聞きします。

令和2年3月8日卒業とあります。在籍29名中、卒業者は27名。そこで残りの方2名と、卒業者のうち本病院に就職された方の状況などをお聞かせ願いたいと思います。

○(病院)高等看護学院事務長

卒業者以外の残りの2名につきましては、単位取得不足により留年となっているものであります。

また、卒業者につきましては、27名中20名が小樽市立病院への就職となっております。

○山田委員

その20名の方、本当に御苦勞様でしたということで、また、ほかの方もそれぞれ就職されたと思います。

◎議案第18号令和元年度小樽市水道事業決算認定について

それでは、次に、小樽市水道事業決算書から何点か聞いていきます。

まず、流動資産の貯蔵品から、材料、水道メーターについてお聞きします。

材料の部分で、1,184万4,000円、本市の水道の普及率は99.9%、およそ40年から80年周期で全ての管を更新、このような話も聞いております。

まず、この材料の用途について何なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(水道)管路維持課長

現在、貯蔵している材料は、緊急用資材として、緊急時の早期対応のため、水道局で購入して貯蔵品として取り扱っております。

○山田委員

1,184万円、この原価でこれだけ物があるということは、やはり相当、本市の水道管についてもいろいろな口径、

要するに大きさもあったり長さもあったり、材料が違うものもあったと思います。

この材料については、これだけの金額のものがあるということで、この在庫の金額の量というのは、どうお考えでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

いつから在庫をしてきたかというのは、調べないと分からないのですけれども、昔、水道局の工事というのは直営で行っていました。そういった材料も、中には残っているかと思っております。

そして、まだ敷設替えされていない大口径とか、少し変わったアメリカ製の管とか、そういったものもありますので、量的なものというのは確認していませんけれども、そういったものが積み重なりで残って、この金額になっているということになります。

金額については、当時の購入額なので、これが正しいかというのと、耐用年数とか含めていくと、また金額は下がるのかというふうには感じております。

○山田委員

今、耐用年数というお話も聞いたのですけれども、これは全て、耐用年数とかがあれば、劣化だとかという問題になるのかと私は思うのです。それについてはどうお考えでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

全くそのとおりでありまして、まず劣化するところは大体ゴムがついているパッキン類です。パッキン類については、順次、できるものは交換したり、そういう状況でしているのですけれども、材質的に言うと、铸铁管などで、多分、耐用年数が過ぎていて、実際使ったら使えなかったということもあり得るのかと思うのですが、ただ、昔の管となると、今は全然製造しておりませんので、取りあえずは使えるように準備だけはしていると。それが使えないとしたときには、代替の材料を使いながら対応していきたいというふうにご考えております。

○山田委員

そういう劣化したものが使えなくなるということは、新たな材料も使うということになると思うのですけれども、ある程度処分されたほうがいいのかと私は思うのですが、そういうお考えはありますか。

○(水道) 管路維持課長

以前に1回整理して、かなり物は減らしている状況にあります。今後また、耐用年数等を調べながら、使えない物は処分していきたいというふうに思っております。

○山田委員

今、あらあら聞くのですけれども、その処分についても、以前にも処分されたということをお聞きしましたが、1,200万円ほどですから、毎年これが在庫になるということはやはり、コストも増えるだろうし、やはりそういった意味では、私は普通の会社では少し考えられないのかと思っております。

これを例えば、ほかの業者に融通するとか、すぐとはいかないと思うのですけれども、そういうことはできないのでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

あくまでも緊急用に用意している資材でございます。そのため、例えば水道管の破裂とかがありましたときに使いたい。今、新しい管ですと、あまり破裂することはないのですが、通常購入して対応できるものに関しては、在庫にいたしませんので、購入して対応していると。

もう製造もされていない古い物に関しては、なかなか受注生産ということにもならず、間に合わないのです。それは残っていて、早期の対応をしていきたいというふうには考えているのですけれども、最終的には先ほども言っているように、耐用年数に鑑みて整理していきたいというふうには思っております。

○山田委員

これだけの在庫があるということは負担になると思いますので、早急に対応をお願いいたします。

同じく、設置個数が5万9,390個ある水道メーターについてお聞きします。

以前、地下設置型メーターは、徐々に交換していくということで聞いていました。決算書には令和元年度の交換個数が出ていましたが、全て電子隔測式メーターなのかお聞きします。

あわせて、管理状況や普及率、何個中何台、パーセントなどもお聞かせ願いたいと思います。

○(水道)業務課長

令和元年度の交換個数の内訳でございますけれども、元年度の交換は、決算書の20ページでございますが、全部で9,382個の交換をしております。そのうち、今おっしゃった電子隔測式メーターについては、個数が1,081個で11.5%となっております。

管理状況、普及率ということで、全体で設置個数は5万9,390個でございますけれども、そのうち電子隔測式メーターが1万2,838個、21.6%でございます。

○山田委員

それでは、先ほどの病院事業でも聞きましたが、水道事業からもキャッシュ・フロー計算書についてお聞かせ願いたいと思います。

「当年度純利益(△は純損失)」、これでいくと4億3,213万8,636円、「たな卸資産の増減額(△は増加)」151万3,980円とあります。

これについても、この数字の前には「△」、マイナス、純損失、増加、ついていないのですが、この「△」をつける意味、これも先ほど病院事業でも聞きましたが、同じく聞かせていただきたいと思います。

○(水道)総務課長

キャッシュ・フロー計算書における「△」についてですが、先ほど病院局からも答弁がございましたが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、地方公営企業法施行規則で定められた様式により作成しており、そのマイナスの表示の仕方につきましても様式で定められておりますので、それにのっとって作成しているものとなります。

○山田委員

それでは、まとめてお聞きしますが、職員給与費から職員給与の状況について、この中には手当について何かないのか。

それから、保存工事の概況から既存の工事、今回は配水管破裂48件、給水管破裂工事308件、これについてもこの既存の施設更新なら資産となるのかどうか、そのことについてお答えをお願いします。

それと、老朽管更新事業費、これについても更新するときの点検管理、どのような体制で業務をしているのか、その3点をお聞きして、質問は終わりたいと思います。

○(水道)総務課長

決算書の中に、職員給与費の状況ということで記しておりまして、御質問にございました手当の内訳として、どのようなものがあるかということでございますが、主なものといたしましては、職員の正規の勤務時間外に勤務することを命じた職員に対して支給する時間外勤務手当、あるいは6月1日及び12月1日時点において在職する職員の在職期間、勤務状況に応じて支給する期末手当及び勤勉手当、また、扶養親族のある職員に対し支給する扶養手当などを含んでございます。

○(水道)管路維持課長

保存工事の概況からですけれども、既存の施設更新なら資産と考えてよいのか。また、工事にかかった材料や経費について、記載された書類やデータはあるのかということでお答えします。

配水管維持工事、あと、給水管維持工事については、水道管の破裂箇所への修繕ということになりますので、既存

の施設の資産の価値は変わるものではございません。工事にかかった修繕費、材料や経費については、修繕工事伝票で処理されていて、データで保存しております。

あと、老朽管更新事業についての質問ですけれども、工事の流れということになりますが、工事発注後は工程表に基づいて地元住民の対応などを含め、工事が施工されていきます。新規に敷設された水道管は、切替え工事を行う前に、中間になりますが、監督員の立会いの下で水圧検査や管内の洗浄、また水質検査を行うということになります。その他、現場の状況によりまして適宜、監督員が立会いを行っているということになります。最終的には、水質検査の合格後に切替え工事を行って、その後、書類などの検査をして完了するというような流れになっております。

○山田委員

ぜひ、そのような業務について、適正な業務執行をお願いして、私の質問は終わります。

---

○高木委員

◎収入率について

まず、収入率についてですけれども、昨年も質問させていただきました。

令和元年度は、平成30年度よりは回収されているように決算書から読み取れるのですが、過去5年間の収入率を昨年お聞きしました。今回、平成30年度と令和元年度において、現年度と滞納繰越及びその合計の収入率はそれぞれどのようになっていますか。また、その差もお答えください。

○（財政）納税課長

市税の収入率についてでございますけれども、平成30年度、現年度98.8%、滞納繰越3.6%、現年度、滞納繰越合計で72.7%。令和元年度、現年度99.2%、滞納繰越2.3%、現年度と滞納繰越合計で74.1%。対前年度としましては、現年度では0.4ポイント増、滞納繰越では1.3ポイントの減、合計といたしましては1.4ポイント上昇となっております。

○（医療保険）保険収納課長

国民健康保険料の収入率につきまして説明いたします。

平成30年度が、現年度96.4%、滞納繰越28.3%、現年度と滞納繰越合わせた合計が87.7%となっております。令和元年度は、現年度96.2%、滞納繰越30.5%、現年度と滞納繰越合わせた合計が88.6%となっております。現年度は0.2ポイントの減、滞納繰越は2.2ポイントの増、合計で見ますと0.9ポイント上昇しております。

○高木委員

これは全体の比率の中で増減がありますが、収入率を上げる工夫というのは、前年度にしましたでしょうか。

○（財政）納税課長

市税の収入率向上に関しましては、現年度の滞納者に対する早めの納税交渉などによりまして、滞納繰越への移行を削減するよう努めてきたことのほか、これまでクレジット収納などを導入し、納税者の利便性の向上を図り、また、インターネット公売を活用し、売上げを滞納税に充当するなどしまして、収入率を高める具体的な取組を進めてまいりました。

令和元年度決算における収入率は、今年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたと考えられますが、滞納者の実態把握に努めながら、徴収に取り組んでまいりたいと考えております。

○（医療保険）保険収納課長

国民健康保険料に関しましては、収入率向上の対策としましては、様々な取組を行っているところでございますけれども、中でも特に、口座振替については確実な納付が見込めるということから、口座振替の利用率を向上させるために、窓口での勧奨やダイレクトメールを郵送するなどの取組を継続して行ってまいりたいというふうに考えてござ

います。

**○高木委員**

このクレジット納付関係とか、インターネット公売で収入率が上がったということで、ほかにも様々な納税の仕方があります。それは費用対効果とも含めまして、今回の滞納繰越の金額はいいませんけれども、不納欠損分も多い金額であります。これを納付していただかなければ、やはり市政は大変だというふうになりますので、引き続き収入率向上を心がけていただきたいと思います。

**◎中学校における部活動指導員について**

次に、嘱託報酬の部活動指導員の事業についてお聞きします。

教職員の働き方改革や部活動の指導の充実を図るため、中学校の部活指導員として、専門知識のある人材を任用したという事業があります。

この中で、6校で実施したとお聞きしていますが、その結果と申しますか、実績はいかがだったでしょうか。

**○（教育）教育総務課長**

令和元年度の部活動指導員の配置の状況につきましては、学校名で申しますと、長橋中学校、北陵中学校、西陵中学校、松ヶ枝中学校、潮見台中学校、桜町中学校の6校に配置してございますが、そのうち、長橋中学校と北陵中学校につきましては、同じ種目を1の方が兼任されているということで、指導員は5名の配置となっております。

**○高木委員**

その中で、生徒の反応というのはどのような状況だったでしょうか。

**○（教育）教育総務課長**

部活動指導員は、専門的な知識、技能を有しておりますので、練習内容が充実したということによって、生徒の技術力の向上が見られたのが一つございます。

それから、やはり専門的な指導をするということで、生徒に対する安心感と申しますか、信頼感というものが醸成されたというふうに学校からは報告を受けております。

**○高木委員**

また、逆に教員の働き方として、仕事内容が緩和されたなどの、教員側から見た点はどのような結果が出ていますか。

**○（教育）教育総務課長**

部活動におきましては、教員がその種目に精通していない未経験の場合もございまして、そういう場合はやはり、指導するにも負担が結構あったというふうに聞いてございますが、専門知識を持つ指導員にその指導を任せることにより、精神的な負担もかなり減ったということを知っております。

また、休日などに中体連等の大会の引率を、今までは顧問である教員が行っていたことがございましたが、この部活動指導員は引率等もできることになってございますので、休日の出勤と申しますか、指導の部分で大きく負担が減少したというふうに聞いております。

**○高木委員**

負担が減ったということで理解をいたしました。

逆に、今回、5名の指導員ということで、ほかの中学校とか、サッカー部がないとか、野球部がないとか、様々な学校であるのですけれども、これは学校同士の話し合いだと思うのですが、指導員を含めた合同のチームで中体連に出たとか、シーズン中に一緒に練習をさせていただくという実績はありますか。

**○（教育）教育総務課長**

実際に、合同チームに指導員が参加して指導するという形は特にございませんでしたけれども、指導員を含めな

い状況では、野球や男子・女子バスケットボール、それからサッカーで合同チームを組んで中体連に出たということとは聞いております。

○高木委員

この事業は本当に素晴らしいものだと思います。生徒の向上もそうですけれども、スポーツのできない生徒も多分多くいらっしゃるというふうに思うのです。

この事業を続けるか続けないかは別としましても、ある意味、きっかけづくりなので、学校同士で子供たちがスポーツができる環境づくりというのも視野に入れて、事業を精査というか、進めてほしいと思います。

◎若者就職マッチング支援事業について

次に、若者就職マッチング支援事業については、高校生や大学生など若者の就職率向上及び地元定着のため、市内企業の見学や出前説明会、インターンシップ等を実施する事業とあります。

この部分に関して、年間の実績は、どのようになっていますでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

若者就職マッチング支援事業の実績ですけれども、企業見学会といたしましては10回で高校4校、延べ17人の参加がございました。

全部で六つに分かれていますのですが、2番目に出前企業説明会といたしましては、高校3校と大学1校に対しまして計5回、延べ154人の参加がございまして、会社としては31社が参加してございます。

次に、就活セミナーといたしましては、高校1校で延べ24人の参加がございました。

次に、インターンシップといたしましては、高校1校で延べ5人、3社へのインターンシップを行ってございます。

次に、先輩との交流会がございまして、こちらは高校2校9人と、企業が4社で6人で交流会を行っております。

また、最後に情報交換会がありますが、こちらは6月と12月に実施をしております、企業の採用担当者や高校の進路担当、また、大学の就職担当やハローワークなどが参加して行っております。

○高木委員

学生側の反響は、どのような状況でしたでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

企業見学会におきまして、高校生から実際に従業員の働く姿を見るということで、さらにその会社に興味を持ったということですか、ふだん、外観を見ている工場の中に入って、内部の工場自体を見るということで、働いてみたいとか興味を持ったといった声がございます。

また、先輩との交流会におきましては、若手の社員と話をしますもので、そこで就職に対して真剣に考えるきっかけとなったなどの声がございました。

○高木委員

学校側はどのような反響でしたでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

学校、企業の声といたしましては、情報交換会におきまして、企業側と学校側の進路担当者が話す機会というのが、非常に貴重だといった御意見をいただいております。

○高木委員

この若者就職マッチング支援事業も、今、本当に若者が小樽に定着しない状況が見えます。

私の会社でも、山口県から1人採用したのですけれども、会社も少し働き方を変えてみようということで、シーズンの年間雇用ですが、冬はスキーの先生も足りないので、4か月、5か月、社員だけでも出向として派遣をする。

今回、除雪の事業者も作業員がすごく少ないので、ある意味、技術者が助け合いながら出向というか、派遣とい

うか、そういう期間限定で働き方を変えていくのも、これは企業努力かも分かりませんが、事業をするに当たっての手法はあっても、やはり1年で結果というのは出てこないと思うのです。小樽で働くきっかけづくりとしてはこの支援事業もそうですし、この部活動の指導員もそうですけれども、それをきっかけとして、次、何年後かに、その子供たちが小樽に定着して働いてくれる、またはアイデアを持ってその企業に貢献してくれるという人材を育むものも必要ではないかと思うので、ぜひ、そこら辺も踏まえて、踏み込んで、企業と協力しながら小樽に定着した若者を働かせてあげる環境をつくっていただきたいと思います。

#### ◎調整費計上の成果品について

最後に、調整費計上の成果品ということで、今回、書類審査で成果品を出していただきました。この部分については、議員からの提示ということで、職員の皆様から出していただいているのですが、私には非常に分かりづらいような中身だと思います。

決算の審査に際して、委託をされている予算とその執行率、金額を、成果品の一覧表に記載するということが可能でしょうか。

#### ○(総務)総務課長

調査費計上の成果品の一覧表に予算額ですとかそういう金額を記載することは可能であるというふうに考えております。委員会の書類審査の提出書類として、正式に御指示をいただければ、指示どおりの対応が可能であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○高木委員

もう一つ、今回も建設関係の成果品が非常に多いのですけれども、橋梁だとか測量だとか地質だとかという、その成果品の中で、これもできるかどうか分からないのですが、調査をした段階で、いつ実施をするのかというのも記載することは可能でしょうか。

#### ○(総務)総務課長

その辺りは原部と協議させていただきたいと思います。申し訳ありません。

#### ○高木委員

議員の中でも話し合っていかなければならないと思うのですけれども、やはりこの成果品というのはどうあるべきか。また、この決算特別委員会でどういうルールであるべきかということは、やはり精査をしていかなければ、少し分かりづらい部分もあるので、その部分を要望していきたいと思います。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

#### ○委員長

公明党に移します。

---

#### ○横尾委員

#### ◎認知症サポーター養成講座について

認知症サポーター養成講座についてお聞きいたします。

令和元年度事務執行状況説明書を見させていただきました。その中から気になったものを確認したいと思います。

まず、認知症サポーター養成講座の内容が記載されておりましたけれども、確認の意味で、認知症サポーターを養成されていますが、どのような目的でこの養成講座が実施されているのか、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

認知症サポーター養成講座の目的であります。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援していただける人を1人でも多く増やすことを目的として、町内会等の地域団体、職場や学校、友人同士など、原則10人以上の団体にキャラバン・メイトと言われる講師を紹介し、認知症サポーター養成講座を受講していただき、サポーターになっていただいております。

そのほか、認知症に関心のある市民向けに、市が養成講座を開催しております。

○横尾委員

それでは、認知症サポーターに期待されることとはどのようなことですか。お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

認知症サポーターは、認知症カフェの企画、協力、それから見守りですとか傾聴など、地域の特性に応じた活動をしていただいております。

近所に気になる人がいれば、さりげなく見守る、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなど、できる範囲での協力を期待しております。

本市でも、認知症サポーター養成講座を継続して開催して下さる中学校もありますので、若い世代の方にもこれを受講していただきたいと考えております。

○横尾委員

中学校でも取り組んでいただいているということで、早いうちからそういったものに取り組むのは、非常に大事かと思っております。

それでは、この認知症サポーター養成講座ですけれども、小樽市ではいつから実施されていますか。

○（医療保険）介護保険課長

平成18年度から実施しております。

○横尾委員

平成18年度からということで、令和元年度の実績は25回、604人が受講したと記載されておりましたが、それでは平成18年度から令和元年度までの累計では、何人が受講されていますか。

○（医療保険）介護保険課長

令和元年度末までで、合計で314回開催しており、延べ9,530人に受講していただいております。

○横尾委員

9,530人ということで、これは小樽市内の方かと思うのですけれども、多くの方が受講していらっしゃると思いますが、この方たちが受講した後具体的にどのような活動をされているか、もし分かればお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

先ほども申し上げましたが、地域包括支援センター主催の認知症カフェにおきまして、企画ですとか当日の運営などボランティアとして協力をしていただいております。

昨年度から、認知症サポーター養成講座の受講者の方で、自分にできることならお手伝いしたいと思われている方ですとか、認知症に関する学習会の案内が欲しいとおっしゃる方には、氏名等の個人情報をいただくようにしております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響でほとんどの認知症カフェは活動を休止しておりますが、再開の際には認知症サポーターの方にもお声がけをして、お手伝いいただくような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

○横尾委員

今、地域やいろいろな職場で受けていらっしゃる方がいて、その場所その場所で、認知症サポーター養成講座で学んだ内容を生かして活躍されると思うのですけれども、小樽市においても、そういった方が、市民の方でもいら

っしゃって、窓口対応をしたり、相談にのったりすることがあると思うのですが、市の職員で受講した人数が分かればお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

先ほど9,530人ということでお話ししましたが、その受講者のうち、市の職員が何人かというのは把握をしておりますが、市の職員向けには別枠で研修の一環として、計14回開催しております、その人数は延べ464人となっております。

○横尾委員

市の職員として必要なので講座をされているけれども、どれくらい実際に受けているかというのはまだ把握できていないということで、分かりました。

それで、先ほどの、認知症サポーターで地域で活動したいと思った人が希望した場合に、氏名とか連絡先を確認するということだったのですが、そのような仕組みだとか、例えばそういった方でない方への情報提供だとか、そういう仕組みというのは、実際あるものでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今のところ、昨年度からそういうお気持ちのある方のお名前をいただくような形を取っておりますが、それまでは個人情報ということなので、認知症サポーターになっていただいた方のお名前までは確認しておりませんでしたので、今後、そういう蓄積してきたものについて、情報提供等をさせていただきたいと思っております。

○横尾委員

ということは、昨年からそういう情報を把握しているので、その前の方たちの情報、名前だとか連絡先だとか、そういったものは全く分からない状態ということでよろしいでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

アンケートを取りまして、その中で、今後、御連絡させていただいてよろしい方ということで、氏名の確認をさせていただきます。

それまでは、氏名の確認というのは取っておりませんでした。

○横尾委員

そうなる、受講した方の数字というのが、どれだけ地域でそういった環境になっているかというのを計る目安になるかと思うのですが、小樽市として受講者数の目標みたいなものはございますか。

○（医療保険）介護保険課長

市内で1人でも多くということでありまして、何人という数値目標は持っておりません。

○横尾委員

1人でも多くということとされていくと思うのですが、では、認知症サポーターの活用について、市としてどのような形で活用していきたいと思っているのか、考えがあればお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

先ほど、活用の場としては認知症カフェ等ということをお願いをしたいということをお申し上げしましたが、今後の活用ということでは、一度、養成講座を受講していただいた方には、さらなる認知症の理解を深めていただくために、認知症ステップアップ講座というものを今後開催することを検討しております。

○横尾委員

私も受けさせていただいて、オレンジのリングをもらっているのですが、今の知識がそのときとどれだけかけ離れているかというのは、確かに分からない部分もあるので、今、実際に活動したいと思ったときとか、協力したいと思ったときに、そういうステップアップ講座だとかというものがあると非常にいいと思うのですが、やはりそういった不安もあると思うのですが、実際、この認知症サポーター養成講座を2回とか3回受けるという

ことは可能でしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

それぞれ職場や地域など、そういうところが中心となって開催しておりますので、それぞれの立場で受けていただくということは可能です。

○横尾委員

そうなる、人数も重複している人数になるかというふうに思います。

なるべく多くということでありませうけれども、しっかり目標を持ちつつも、では、どういうふうに活用していくのか。そして私が調べたところによると、やはり小樽市の老年人口も実際どんどん減ってきています。この老年人口である75歳以上の年齢の方は増えてきているということで、老年人口の平均年齢が高齢化していくということで、やはり認知症になる、発症される方も増えてくるということになりますし、また人口も減ってきますので、こういったことに関わった人にどれだけサポートしてもらえるか、支援してもらえるかというのも、非常に重要な観点かというふうに思います。先ほどは、しっかりと名前や連絡先などをお聞きして、そういった方に周知、啓蒙していくというお話でしたので、ぜひそれを続けていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎市営住宅の管理について

それでは、次に、市営住宅の管理についてお聞きしたいと思います。

こちら先ほどと同じように、事務執行状況説明書を見させていただいたのですが、数字だけでは分からない部分があったので、確認させていただきたいと思います。

まず、市営住宅の募集状況について、応募が488件に対し、募集は280戸となっています。応募した方が全員入居できるわけではないという状況であるということですが、確認ですけれども、そういった状況でよろしいでしょうか。

○（建設）大門主幹

応募状況のお話でございます。こちらにつきましては、それぞれの住宅によりまして、いわゆる応募倍率、人気について差があるところがございます、応募倍率の高い住宅というのは確かに今お話がありましたとおり、応募者全員が入居するというところではできないところがございますが、一方、応募倍率が1倍以下というようなところに関しましては、応募すれば入居可能という住宅はあるという状況でございます。

○横尾委員

合計ということですので、それぞれの市営住宅の状況によって多かたり、例えば募集した人数が、そのまま入るとということもあるということで、分かりました。

次に、市営住宅の入退去状況についてですけれども、入居が124戸、退去が159戸となっております、退去が多いというふうになります。単純に考えると280戸募集して、入居が124戸であるならば、156戸は空いたままになっているということになりますが、この数字の捉え方について説明をお願いします。

○（建設）大門主幹

今、お話がありました入居124戸、それから募集280戸、これは156戸の差が出てくるところでございますけれども、募集280戸につきましては、こちらは公募したときに応募がなければ次回に持ち越しされるという、そういう再公募をするというケースが出てくるところでございます。

このようなケースが出てきますと、それぞれの公募ごとに、募集として1回ずつカウントされていくことになるところでございます。そういうものが出てきますと、最大1年間で、理屈ですけれども、6回まで募集というふうカウントされるケースも出てくるところでございます。

そういうような状況もあり、入居戸数と募集戸数に差が出てきてしまうところでありまして、この差の部分につ

きましては、ずっと応募がなくて空き部屋になっているというケースもあるところでございます。

○横尾委員

それにしても結構あるなというふうな印象を受けました。

次に、159戸退去して、124戸入居したということになりますが、退去した方がいて空きになるのですけれども、そのあと124戸入居した、この数字の捉え方もお示してください。

○（建設）大門主幹

入居124戸と退去159戸の捉え方でございます。

まず、退去につきましては、退去時修繕をかけて居住可能なケースにつきましては修繕終了後に公募にかけていくという取扱いをしているところでございます。

ただ、修繕に多額の費用が見込まれるケース、さらに修復が困難な状況になってしまっているような部屋につきましては残念ながら、公募にはかけられないという取扱いをしているところでございます。

このために、入退去の部屋数に差が出てきてしまっているところで、退去した部屋全てが公募にかかっているという状況ではないというところでございます。

○横尾委員

35戸退去したところから入居しないでそのままになっているという考え方で、それはタイムラグみたいなものもあって、その後翌年度という形になっていることもあるかと思うのですけれども、今言ったように、退去してから募集、申込み、入居までにタイムラグがあると思うのですが、退去してから募集までにかかる作業や期間をお聞かせください。

○（建設）大門主幹

退去してから次の募集までの期間、作業の期間ということでございますけれども、まず早期の公募が可能な物件につきましては、退去後すぐに修繕とか、部屋の臭い抜きなどの作業を行いまして、早いケースでは退去後4か月程度で次の入居に至っているというケースもございます。これが一番早いケースでございます。

○横尾委員

次に、募集してから入居までにかかる作業と期間についてお示してください。

○（建設）大門主幹

まず、募集ですけれども、これは年6回、偶数月の上旬に行っているところでございます。

募集から入居までの作業についてですが、募集を締め切った後、一般住宅と特定目的住宅でそれぞれ分かれていますので、それぞれについてお話しします。

一般住宅では、公募月の中旬に抽せん会を実施します。そこで仮当選者を決定しまして、入居資格の審査、住宅下見をしてもらいまして、公募募集のあった翌月の上旬に入居者が決定、その月の中旬に入居説明会を実施して、その月の下旬に入居開始となります。

特定目的住宅の場合ですと、公募を締め切った後に、公募月の下旬にて、募集者の住宅困窮度調査というものを行います。それを実施しまして、公募の翌月の上旬に入居者を決定、その後、入居資格審査、住宅下見を行いまして、同月の下旬に入居開始となります。

一般住宅、特定目的住宅、共にですけれども、結果的には公募の開始から1か月半から2か月での入居というふうな状況になっているところでございます。

○横尾委員

結構時間がかかるという印象です。民間では、やはりホームページだとかいろいろなものを見てみると、大体1か月程度で転居は可能だと言われていまして、住みたい物件を決めたら入居申込書を提出し、貸主による入居審査が行われて、審査は3日から1週間ぐらいが一般的だというふうに使われています。

このような作業や期間だとか、市営住宅でもやっていると思うのですが、短縮することはできないのでしょうか。

○（建設）大門主幹

大変申し訳ないのですが、この公募から入居までの期間につきましては、現在も事務手続とかを最短の期間で行うように努めているところでございまして、今の期間を短縮するのは、現段階では困難という状況でございます。

○横尾委員

では、広報でお知らせをして入居までが1か月半から2か月ぐらいかかるということは、市民の皆様は知っていらっしゃるのか。市民にどのように知らせているのかお聞かせください。

○（建設）大門主幹

この期間についてのお知らせですけれども、現在は、公募時期のお知らせにつきましては広報おたる、さらに市のホームページに掲載しているところでございます。

ただ、公募から入居までの期間についての周知というのは、申し訳ないですが行っていない状況でございます。

○横尾委員

それでは、市の建設部以外の部署で、市の職員がいろいろな方をサポートしたり、こういう相談を受けることがあると思うのですが、市の内部ではこういった情報も共有されていないのでしょうか。

○（建設）大門主幹

内部でということで、私どもの市営住宅自体の募集に係る指定管理者はもちろんこの状況については把握をしているところですが、同じ市役所の中で他部局に対して、はっきりとこの期間、この時期というものを直接的に周知しているということは、やっていないところでございます。

○横尾委員

なぜかという、住宅がなくなってしまっていて入りたい、市営住宅を申し込みたいのだけれども、といった時期には1か月先にはもう出ないといけないという状況で、例えばそういったときに、市の生活保護のケースワーカーが関わっていた場合、ケースワーカーも2か月かかるのを知らなければ、相談するタイミングがずれてしまうという部分があって、実際、その方は困ってしまうということがあるのですが、そういった相談を受ける市の職員であっても、市のこういった市営住宅に入るまでの期間を知らなければ、相談のタイミングを逸してしまうという部分もありますので、聞かせていただきました。

それで、広報には市営住宅の申込みもありますし、道営住宅の申込みの通知もあるのですが、道営住宅に関するホームページを見ると、入居募集年間スケジュールが記載されていまして、案内配付期間、申込受付期間、公開抽せん会、仮当選連絡、入居資格の審査、住宅下見、入居決定書送付、入居説明会、入居開始日といった日付が全部入っているのですよね。

そういったものが、一方では何も通知されていなくて、一方の道営住宅では、こうやって示しているということですが、利用者というか、申し込む方の相談だとかを考える上で、こういったものもしていただくことで非常に利便性が向上するのではないかと思うのですが、小樽市でも同様の内容を示すことはできないでしょうか。

○（建設）大門主幹

今のお話にありました道営住宅の年間スケジュールですけれども、私も確認いたしました。

それで、こちらにつきましては、私どもでは、道営住宅と同じように導入可能かというのを考えていたところですが、先ほどもお話いたしました一般住宅、特定目的住宅につきましては、公募から入居までのおおよその時期はある程度予測することができますので、道営住宅の公募を参考にしながら、私どもも実施するというように考えていきたいと思っております。

## ○横尾委員

住宅に困窮した方だとか、そういった方も希望される方が多いですので、そういった状況でさらに困ることがないようにぜひいろいろな取組、工夫ができると思いますので挑戦していただきたく、先ほど言ったように、市の職員でも分からないということもありますので、ぜひ横の連携も取りやすいような形で、単純にいつ頃入れるのですかというのを聞いたりだとか、なかなか他部署に聞くのは難しいと思いますので、そういうことも意識しながらやっていただきたいと思います。

## ○秋元委員

### ◎福祉除雪関係事業について

それでは、福祉除雪関係事業について伺いたいと思います。

初めに、福祉除雪関係事業の内容と対象者の条件について説明してください。

### ○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪関係事業は大きく分けて三つありまして、事業内容を説明します。

まず、福祉除雪サービス事業は、玄関先から公道などの幅1メートル程度の除雪と、家屋の危険な箇所の除雪をひと冬3回まで無料で受けられるもの。屋根雪下ろし助成事業は、ひと冬1万円を上限として、雪下ろしに要した費用を助成するもの。この二つは社会福祉協議会が実施主体となって行っております。

そのほかに置き雪除雪があり、福祉除雪サービス事業の対象世帯のうち、市道に面している世帯に対し、市道除雪後に除雪業者が置き雪を除雪するというもので、こちらは市が行っております。

対象者の条件ですけれども、いずれの事業も今年度の市民税所得割が課税されていない世帯、自力での除排雪が困難な世帯、除排雪をしてくれる親族、知人が近くにいない世帯、敷地内に融雪装置を設置していない世帯、これら四つの要件を満たした高齢者のみの世帯、身体に障害がある方のみの世帯、高齢者と身体に障害のある方のみの世帯などが条件になります。

## ○秋元委員

各事業の申請から実施までの流れについて説明いただきたいのと、申請から実施までにかかる日数について説明してください。

### ○（福祉）地域福祉課長

申請から実施までの流れですけれども、まず、前年の登録世帯に対して申請書を送付します。それを地区の民生・児童委員経由で集約していただきまして、社会福祉協議会に提出していただきます。その後、所得審査をした後、本人と民生・児童委員に決定通知書を送付します。

福祉除雪サービス事業については、本人の希望するときに民生・児童委員経由で社会福祉協議会に連絡をもらい、除雪に入ります。

屋根雪下ろし助成事業は、申請書と領収書を提出してもらい、本人口座へ助成額を支払います。

置き雪除雪については、市道除雪が入った後、随時作業が行われるものです。

以上が、継続の方の場合で、新規の方の場合は、直接地区の民生・児童委員へ申し込んでいただくことになっております。

日数は、例年9月中旬に前年登録世帯に申請書を送付しておりますので、その後10月の民生・児童委員の会長会で取りまとめを行い、所得審査の後、11月下旬から12月上旬に本人に決定通知書を送付しております。

追加の申請に対しては、その都度、審査して決定しております。

（「それらにかかる日数については」と呼ぶ者あり）

最初の申請は結構な件数が来ますので、大体9月中旬から12月中旬ぐらいまでかかる感じになります。

○秋元委員

それではまず、令和元年度の当初予算に対する決算額について伺いたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

令和元年度の当初予算700万円、決算額が341万7,506円です。

○秋元委員

数字がこれから続くと思いますけれども、そこで直近5年の当初予算の状況と、決算額について説明いただきたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

直近5年ということで、令和元年度は今の数字になりますので、平成30年度、予算700万円、決算額601万5,780円。29年度、予算700万円、決算額648万4,000円。28年度、予算700万円、決算額636万9,956円。27年度、予算700万円、決算額500万8,266円です。

○秋元委員

それで、直近5年の各事業の登録件数と実施数、そしてその実施割合について説明いただきたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

平成27年度までは、登録の方法が福祉除雪のみ、屋根雪下ろし助成のみ、両方希望というように分かれておりましたので、27年度は、福祉除雪と屋根雪下ろし助成事業の登録世帯数は、個別にお答えいたします。

また、それ以降の28年度からは、登録の区分がなくなったので、屋根雪下ろし助成事業の登録世帯数は省略させていただきます。

まず、古いほうから、27年度、福祉除雪サービス事業、登録405世帯、実施85世帯、実施世帯割合21.0%。屋根雪下ろし助成事業、登録589世帯、実施286世帯、割合48.6%。置き雪除雪、登録249世帯、実施116世帯、実施世帯割合46.6%。

28年度、福祉除雪サービス事業、登録705世帯、実施116世帯、実施世帯割合16.5%。屋根雪下ろし助成事業、実施384世帯、実施世帯割合54.5%。置き雪登録237世帯、実施90世帯、実施世帯割合38.0%。

29年度、福祉除雪サービス事業、登録691世帯、実施122世帯、実施世帯割合17.7%。屋根雪下ろし助成事業、実施420世帯、実施世帯割合60.8%。置き雪除雪、登録204世帯、実施72世帯、実施世帯割合35.3%。

30年度、福祉除雪サービス事業、登録680世帯、実施97世帯、実施世帯割合14.3%。屋根雪下ろし助成事業、実施363世帯、実施世帯割合53.4%。置き雪除雪、登録182世帯、実施79世帯、実施世帯割合43.4%。

令和元年度、福祉除雪サービス事業、登録662世帯、実施65世帯、実施世帯割合9.8%。屋根雪下ろし助成事業、実施135世帯、実施世帯割合20.4%。置き雪除雪、登録164世帯、実施95世帯、実施世帯割合57.9%です。

○秋元委員

それで、今説明いただいた数字で何点か伺いたのですが、令和元年度の福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業、置き雪除雪の各事業の予算についてもう一度伺えますか。

○(福祉)地域福祉課長

置き雪除雪に関しては、予算の300万円がそのまま委託料ということで、業者への支払いになっております。

あと、福祉除雪サービス事業は、主なものとしては人件費、これは社会福祉協議会で臨時職員を雇っておりますので……。

(「事業費ですよ、事業費だけ」と呼ぶ者あり)

事業費につきましては、除排雪業者への委託費とボランティアの保険料などを合わせて14万5,088円になります。

(「14万。屋根の雪下ろしは」と呼ぶ者あり)

屋根雪下ろし助成事業と、社会福祉協議会の福祉除雪サービス事業は会計が一つになっていますので、今の金額

がその金額です。

**○秋元委員**

なかなかかみ合わず少し混乱しているのですけれども。

まず、令和元年度の当初予算の福祉除雪関係事業費700万円ですけれども、今回の決算額が約341万円ということですが、福祉除雪については登録世帯が662世帯で、実施世帯が65世帯、約1割ですね。実施世帯割合については、9.8%になっていますけれども、実は、予算と決算は、決算が予算に対して約3割程度ですが、福祉除雪は約1割に満たない世帯にしか実施できていないということです。実際、その予算の中で、この福祉除雪の登録世帯を賄おうと思えば、予算自体が少し足りないのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

**○（福祉）地域福祉課長**

この福祉除雪に関しては、各世帯3回までできますので、やはり全ての世帯がそれだけの回数を頼むと、予算的には足りなくなるということが考えられますけれども、計算をしたことがないので、申し訳ございません。

**○秋元委員**

福祉除雪ということですので、登録世帯の1割しか実施できていないのに、予算と決算の割合からすると、かなり予算額が足りないのではないかという考えですけれども、その辺はどうですか。

**○福祉部長**

予算に対して、実施世帯数が少ないということは、暖冬とかの影響があつて、それだけ必要とする世帯が少なかったということです。足りないということではないのかというふうに考えております。

**○秋元委員**

私は、各年度の降雪量ですとか積雪深なども見て突合させていきますと、必ずしも雪の降った状況によって、この福祉除雪の割合が少なくなっているとは言えないのですよね。

平成27年度から令和元年度までの状況を、先立ってもらいましたが、多くて2割の世帯しか対応できていないのです。これは必ずしも降雪量とは全く関係ないですし、積雪深とも全く関係ないのですけれども、多くて2割程度しか対応できていないということですが、これは何か理由があるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○福祉部長**

最初に、希望する世帯についてはこれを登録いたします。それで、登録した数というのは決まるのですけれども、その後、個々に雪が降ったときにさらに必要になれば、その都度という申請になりますので、その数が少ないと。それが暖冬のせいかどうかというのは違うのかもしれないのですが、結果としては申込みが少なかったということで、この数字になったということになるかと思えます。

**○秋元委員**

後からお話ししますけれども、私はこの数字を見たときに、なかなか理解しがたい。私も最初、部長が言ったとおり降雪量によって多分違うのだろうとは思ったのですが、ただ、降雪量ですとか積雪深、また、その実施の状況などを見ると、これは雪の降り方と関係ないのではないかという思いがしたものですから、今の質問をさせていただきました。

最後に、違う質問と併せて質問したいと思います。

それで、福祉除雪というのはそもそも、市のホームページを見ますと、市民ボランティアなどにより実施されるということですが、ここには事業者などに委託などをして処理するということがないのでしょうか。

**○（福祉）地域福祉課長**

基本はボランティアにお願いするという考えで進めていますけれども、なかなかやはりうまくボランティアを使えない関係で業者に委託しているケース、もしくは社会福祉協議会の職員が直接行ってやっているケースがあるというのはお聞きしております。

○秋元委員

そこでも福祉除雪の事業費が発生しているというふうにするのです。次に行きますが、屋根雪下ろし助成事業です。これにつきましても、登録数に比べて実施世帯の割合が低いのではないかと考えるのですが、この辺はどのように見えていますか。

○（福祉）地域福祉課長

この低い理由は、直接は分かりませんが、雪の量も当然関係すると思いますし、結局は御本人が希望して申請してくるものなので、必ずしも登録した世帯全員が申請してくるというふうには、少し考えづらいかと思いません。

○秋元委員

それでは、置き雪除雪です。登録世帯数が平成27年に比べて100世帯ぐらい減っているのですが、この理由は何か分析とかされていますか。

○（福祉）地域福祉課長

現時点では特に分析などはしていません。

○秋元委員

不用額の話もしたかったですけれども、それは飛ばして、これまでに予算の事業費を使い切った実績というものはあるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成29年度に屋根雪下ろし助成事業の予算が不足しました。

○秋元委員

平成29年度ということで、登録世帯が691世帯、実施世帯が420世帯で、実施割合が60.8%ということですね。これで400万円を使い切ってしまったということですが、それ以外については当然使い切ったという、そのほかに申込みなり、申請があっても受けられないという状況なのですね。

○（福祉）地域福祉課長

そうです。

○秋元委員

だから、予算が少し足りないのではないかと考えておりました。

それで、社会福祉協議会が委託先として実施している事業だと思いますけれども、社会福祉協議会のホームページを見ますと、利用対象世帯は原則として持家であるとのことですが、ほかの市で、こういう福祉除雪に関連して、対象が持家であるというふうに記載されている市は、ありますか。

○（福祉）地域福祉課長

持家だとか借家という表記について、調べたのですがなかなかなくて、現に住んでいる家屋や一戸建て住宅という、そちらを対象にしている市が多いと思います。

○秋元委員

小樽市がそもそも持家でなければならないとした理由、また賃貸住宅では認めないとした理由、同じことですが、どういふことでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

借家の場合は、原則として家主に管理責任があるという考え方で、例えば、屋根の雪だけは所有者がやっているという場合もあれば、アパートだとか集合住宅のように管理人が近くにいるケースもあったり、そういうものを全て対象にしてしまうと共用部分もやらざるを得ない、もしくは事業対象外の人のところまでやってしまうという、そういう考えが、持家に限定しているという理由になります。

○秋元委員

しっくりこないのですけれども。

ところで、市のホームページには、持家であることが原則条件だというふうには書かれていませんが、これはどうしてでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

社会福祉協議会のホームページですか。

(「市のホームページには記載がないという話ですね」と呼ぶ者あり)

すみません、分かりやすいように修正したいと思います。

○秋元委員

今回、この質問をするに当たっていろいろと考えてみましたら、私も過去に、この福祉除雪の相談を受けたことがあります。娘さんが、自分の親の家をこの福祉除雪で何とかしたいという相談だったのですけれども、それこそ先ほど言った社会福祉協議会のホームページを見ると、持家が条件だということだったのですね。それで駄目だったのです。その人は借家だったのです、それでこの制度は使えなかったということだったのです。

それで、先ほど課長から説明いただきましたけれども、市のホームページでこの事業の説明をしている割には、この1番重要な対象者の欄の条件の中にこれが書かれていないのです。これは非常に分かりにくいです、少し変な話だというふうに思いましたが、先ほど、最初に説明いただいた、対象となる方が市民税の所得割非課税世帯ということですが、まず、この世帯というのはどういう世帯のことを言うのか、説明いただきたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

市民税は、一定以上の所得がある方が同じ金額を負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割の二つがあります。

所得割非課税世帯とは、均等割だけかかっている世帯と、あと所得割と均等割のどちらもかかっていない世帯のことになります。

○秋元委員

今説明いただいたことも併せて、もし分かれば、市内の市民税所得割非課税世帯、持家世帯がどのぐらいあるのか、またはその割合が分かれば説明いただきたいと思います。

○(福祉)地域福祉課長

令和2年1月時点になりますけれども、所得割非課税世帯は2万8,011世帯、市内全世帯に占める割合は44%になります。

持家世帯数の割合ですが、こちらは平成27年度の国勢調査の結果によりますと、住宅に住む一般世帯5万4,745世帯のうち、持家数は3万6,115世帯、持家率は66%となっております。

○秋元委員

非課税世帯の持家数ですとか、率というのは、難しいですか。

○(福祉)地域福祉課長

非課税世帯の方のデータと、持家のデータというか、それを突合して絞らなくてはならないと思いますので、それは難しいと思います。

○秋元委員

なかなか難しいかとは思いますが、先ほどお話ししたとおり、非課税世帯の方の持家率というのは、どんな状況なのかとも思います。一定以下の収入しかない方が非課税世帯になると思うのですが、そういう方が自分の持家を持っている方というのは、結構厳しい条件に当てはまってくるのではないかと思います。例えば、資産があったり預貯金がある方は別ですが、対象の条件になっている高齢者世帯ですとか高齢者のみの世帯、

障害を持たれている方、果たしてこういう方々で持家の方がどのぐらいいらっしゃるのかというふうに考えると、非常にハードルの高い制度ではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

#### ○福祉部長

先ほど、登録数と実施数の割合のお話にもありましたけれども、どうしても登録した数がまず、皆さんが申請してくるわけではないというのが1点です。そういったこともありまして、条件がある程度厳しいわけでございますが、事業としては、今のところはある程度回っているのかと考えています。ただ、今の状況が一番いい状況だというふうには考えておりません。市民の周知、先ほどホームページの話もありましたけれども、まだまだ改良しなくてはならないところがありますので、その辺りを、いろいろ利用しやすい方法はあるかというのを検討していきたいというふうに考えております。

#### ○秋元委員

私もいろいろな方から御相談いただきますけれども、今回、この利用対象者とされている方々というのは、私が経験した中では、全てとは言えないですが、ほぼ、持家に住まれている方はいないです、私が相談を受けた中では。そういうことを考えますと、本当にハードルが高い制度で、ましてや市のホームページと実施している委託先の社会福祉協議会のホームページの中身が少し違うということが、本当に混乱を生むようなことにならなければいいなというふうに思いますので、しっかりその辺を修正して、また改めて、福祉が目的の事業ですので、本当に必要としている収入、所得の低い方々がこの制度を受けていけるように、ニーズの高い事業だと思いますから、ぜひその辺を考えていただきたいと思うのですけれども、毎年度、事務事業の見直しなどをこれまで行ってきたかと思いますが、そのときの課題ですとか改善点というのは、これまでありましたでしょうか。

#### ○（福祉）地域福祉課長

課題としては、やはりボランティアの確保というのが一番大きい部分で、あとは実際にボランティアにお願いするときに、ボランティアの方というのは日付とか時間帯、地域、そういった条件を指定してくることが多くて、利用者の希望するタイミングとのマッチングが非常に難しい。それが一番大きな問題と今、考えています。

あとは、置き雪除雪は、大雪が降った場合などは業者が忙しくて、作業が遅れがちになることなど、そういった点が挙げられますけれども、これについては、効率的な方法というのが現時点ではないのが正直なところではあります。

#### ○秋元委員

ボランティアの方をお願いしている福祉除雪ですけれども、それは理想としてボランティアの方にやってもらうのはいいと思うのですが、小樽市内は人口も減っていますし、高齢化率もどんどん上がっていますので、なかなか、先ほど課長が言ったとおり確保するのは難しいのではないかと思います。

そういう点からも、やはり制度の中身や周知方法なども、もう一度見直す時期に今きているのではなからうかと思えます。

今回、1番言いたかったのは、やはり予算の中身の割には実施されている、この恩恵に預かっている世帯が少ないのではないかと感じておりますので、ぜひ、今回の議論も、またこれまでの事務事業の見直しなども含めて、改めて事業の見直しをしていただきたいと思いますけれども、もし何かあれば答弁いただいて終わりたいと思います。

#### ○福祉部長

事業の在り方については、毎年、社会福祉協議会と協議しているところですが、福祉除雪の財源であります歳末たすけあい義援金というのが相当減少している傾向にもありますので、委員がおっしゃるように、より効率的な、そして行き届く制度にするために、引き続き社会福祉協議会、建設部とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。  
この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。  
立憲・市民連合に移します。

---

○高橋（龍）委員

◎公園整備に関する不用額について

まず、1項目め、不用額についてお伺いいたします。

今日は、公園整備とロードヒーティングについて不用額の部分で幾つかお聞きしていきたいと思います。

まず、都市公園の整備に関して伺います。

予算現額に対して、執行額が低いように見えるのですが、その理由及び内訳についてお聞かせ願いたいと思います。当初見込んだものと大きく乖離があったのはどのような点なのか、お答えいただければと思います。

○（建設）公園緑地課長

当初の見込みと大きく乖離があった点につきましては、都市公園安全・安心事業は、平成25年度に策定いたしました公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新など、国からの公金を活用して実施しており、31年度においては、この交付金の交付額が、要望額の約55%に減少してございます。このことが大きく乖離した点でございます。

○高橋（龍）委員

要望した金額の55%の交付、約半分しか国からお金が来なかったから整備ができない公園が出てしまったというふうなお話かとは思いますが、ちなみに公園遊具の更新にかかる費用の試算というのは、どのような方法で行われているのでしょうか。どういうふうに見積もって予算要求をするのか、更新に当たっては、今まであった遊具を廃止、あるいは別の物に替えるということはあるのでしょうか。

また、その場合の方針というのはどのようにして決められるのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

まず、遊具の更新に当たりましては、既存の遊具の機能の数を上限とするという、補助事業上の採択条件がございまして、このことを基本といたしまして、機能の数を維持することを前提として、遊具更新の前年度に遊具が所在している町内会や小学校等にアンケートを実施し、事業費を積算しております。

この結果といたしまして、既存の遊具を廃止して、別の遊具を設置する場合もございます。

○高橋（龍）委員

今、お答えいただいたのは、制度のつくりとして既存の機能の数を上限とするということ。つまり機能を増やすことは事業上難しいということで理解をいたしました。

加えて、本市の考え方として、維持する方向でということでしたので、極力減らさないようにというふうなお考えも、今の御答弁から分かることかと思いますが、少しそれてしまうのですけれども、次に、公園の利用実態であるとか、地域性及び景観とも関わって、公園ごとに、例えば、遊具を更新する際の空間デザインのコンセプトみたいなものは立てられているのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

遊具の種別が画一的なものとならないよう、公園が所在する町内会や小学校等にアンケートを実施いたしまして、地域の要望をできるだけ反映させるよう、配慮しながら遊具を選定しているところでございます。

○高橋（龍）委員

次に、先ほどの不用額の話に戻るのですが、ぱっと見で不用額があるため、この部分で、つまり余ったお金で、別の公園の整備に充てるということができれば、更新のペースを早められるのではというふうにも思えます。

国の交付金が入ってこないことで、整備ができない公園が出てくるということについて、御説明をいただきたいと思うのですが、この点について、もう少し踏み込んだ御答弁をお願いいたします。

○（建設）公園緑地課長

このたびの不用額は、交付金の減額分と市負担分として充当を予定していた起債でございます。事業進捗を図る財源といたしましては、一般財源となりますけれども、財政状況を踏まえますと、交付金を活用せずに事業進捗を図ることは困難な実態となっております。

○高橋（龍）委員

国の交付金が入ってこないということで、もしその分をやるとしたら、市の単費で、持ち出しする部分が増えてしまうことと理解をいたしました。つまり、国の交付金が要望額に満たなかった場合に、どんどん、1年間に遊具を更新できる公園が少なくなってしまうということなのだと思います。

先ほど、御答弁の中にもありましたけれども、公園施設長寿命化計画を策定していることと認識していますが、更新についてのスケジュールがその中で見込まれているというふうにも思います。国からの交付金が減ってしまうことによって及ぼされる計画への影響というのは、どのようにお考えでしょうか。

また、当初のスケジュールと照らしたときに、昨年度の時点ではどのぐらいの遅れが出ているのか。

また、これに関して計画変更等の必要性というものは、どのように認識をされているのか。

以上について、お答えいただければと思います。

○（建設）公園緑地課長

まず、計画への影響につきましては、事業進捗が当初より図れないことによりまして、遊具の老朽化がさらに進むという点でございます。

次に、当初からどれくらい遅れているのかにつきましては、現計画での更新対象は60公園でございます。計画では令和元年度末で42公園が整備予定でございましたが、実際は34公園となっておりますので、2割弱の遅れとなっております。

次に、計画変更の必要性につきましては、現在の計画は4年度まででございますので、第2次の計画を策定する予定でございます。

○高橋（龍）委員

今のお答えの中で、2年ぐらい遅れているということでした。第2次で、結局、今年度も同様の状況であれば、またさらに整備できないとか、繰越しになってしまう公園が出てくるかというふうにも思いますので、今の時点で、私も、もっとこうしたらよいのではないのでしょうかというアイデアは持ち得ていないので、何とも申し上げられないですが、できる限り更新のペースを早めないで、きっと長寿命化を図っている段階で、最初に手をつけたところがまた駄目になってしまうということになるかと思っておりますので、その辺りはいろいろとアンテナを張っていただいて、今後どうやったら早く整備ができるかということを考えていただければと思います。

◎ロードヒーティング関係経費について

次に、ロードヒーティング関係経費に質問を移しますけれども、こちらも公園同様、大きな不用額を生んでいるというふうにお見受けいたしました。これは少雪であったことが要因であったのかと推察をしております。こち

らに関しては、そのような捉えでよろしいかどうか、まずお答えいただきたいと思います。

○（建設）維持課長

ロードヒーティング関係経費につきましては、当初予算の3億5,415万円に対し、決算額が2億9,376万864円となりましたが、その理由につきましては、非常に穏やかな気象状況であったということが考えられ、累積積雪深の例で説明させていただきますと、平成30年度で5,009センチメートルだったのに対し、令和元年度では3,640センチメートルとなりました。

これにより、電気使用量などのロードヒーティングの稼働が、当初予算で想定していた稼働状況を下回り、不用額の6,038万9,136円が発生したものであります。

○高橋（龍）委員

今、お答えをいただいた中で、電気代の話もありましたけれども、もう少し内訳に関してお聞かせいただければと思うのですが、縮減された費用の内訳の部分です。中身について御説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）維持課長

ロードヒーティング関係経費の不用額の主な内訳につきましては、主にロードヒーティングの稼働にかかる電気使用量等が想定よりも少なかったということが挙げられます。

まず、その内訳についてですが、電気ロードヒーティングについて、当初予算で3億880万円の電気代を見込んでおりましたが、決算額といたしまして2億5,245万980円となり、5,634万9,020円の不用額。

ガスロードヒーティングにつきましては、当初予算で1,740万円、決算額で1,396万5,612円となり、343万4,388円の不用額。

灯油によるロードヒーティングにつきましては、当初予算で590万円、決算額で566万1,804円となり、不用額で23万8,196円が発生したものでございます。

○高橋（龍）委員

やはり、電気の割合が大きいから、電気代としての不用額が多いのだというふうには思いますが、このロードヒーティング関係経費が減ったことで懸念されるのは、やはり安全面の部分です。これによって、市内の交通、例えば渋滞ですとかそういったことや、特に事故に関わっては、昨年のロードヒーティング経費が縮減されたことによってマイナス面の影響といたしますか、事故が増えてしまったり、そういったことはなかったと確認してよろしいでしょうか。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

昨年度のロードヒーティングの稼働状況における交通への影響についてでございますけれども、当方で事故等の件数や原因等については承知しておりませんが、おおむね良好な除雪状況であり、交通の安全が確保できたものというふうに考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

安心いたしました。

ロードヒーティング自体は、やはり危険な箇所、または急な斜面であるとかそういったところで、事故が起きやすいところで使われるものですので、極端に減らすことがいいわけでもないですし、かといって、使い過ぎてしまったりとかなり、ここは予算が多くかかる部分ですので、バランスを見ながらやっていただきたいと思います。

改めてこの部分を深掘りするの、別の機会にさせていただきたいと思いますので、次の項目に質問を移したいと思います。

◎収支改善プランについて

収支改善プランについて、お聞きいたします。

先日、説明を受けましたけれども、この収支改善プランに関して、令和元年度の結果について伺います。

御説明いただいた際にお聞きしたのは、トータルで見込んでいた収支不足額に対して7億2,900万円縮減できたということでした。しかしながら、収支改善プランの肝となるのは、収支改善に向けた取組、ここが1番重要な部分だと思っているのですが、その点で言うと、5,700万円に届いていないという結果でした。

これらを総括して、どう捉えているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○(財政)尾作主幹

計画初年度であります令和元年度の収支改善に向けた取組による実績効果額は、資産の有効活用、遊休資産の売却や、市税調定額の増及び収入率の向上などの取組によりまして、見込んでいた以上の効果額を生み出すことができました。

一方で、ふるさと納税制度のさらなる推進や臨時費全般の削減などの取組では、見込みの効果額を下回り、全体として目標額の達成には至らなかったことから、それらにつきましては取組内容の見直しを図りながら、プランに掲げた効果額を生み出せるように努めてまいりたいと考えております。

○高橋(龍)委員

続いてお聞きしますが、収支改善プランの中で削減する項目として、臨時費というのがあります。こちらについて、いま一度御説明をいただきたいのですが、この臨時費という言葉の意味合いとして、臨時的経費イコール政策的経費、これと同様の意味合いであるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○(財政)尾作主幹

臨時費につきましては、委員のおっしゃるとおり、政策的経費と同様の意味合いでございます。

○高橋(龍)委員

では、この政策的経費を削減していくという方向性を、収支改善プランの中では示しているということですか。

昨年度、削ることができなかつたようにお見受けいたしますけれども、そもそも政策的経費を削減するとすると、市長がやるべきというふうに考えている公約などの推進にも関わってきてしまうと思いますが、その点については、どうお考えでしょうか。

○(財政)尾作主幹

臨時費の削減と、市長公約に掲げます施策などの推進との関わり、影響につきましては、プランで目標とした効果額の達成だけを考えて、単純に削減ありきで進めた場合には、施策の推進にかかる取組の時期を逸したり、十分な事業効果が得られなくなる可能性も考えられます。このため、臨時費の削減に当たりましては、事業の厳選や内容の精査による削減に努めながらも、限られた財源の中での必要性や緊急性の高い施策の推進にかかる予算は、実施時期を見定めながら確保していくようなバランスが必要と考えております。

○高橋(龍)委員

今、削減ありきでないというふうにお答えをいただきましたので、若干安堵した部分はありますけれども、いわゆる選択と集中であるとか、またはタイミングをきちんと見計らうということで、削れる部分はもちろん削らなければいけません。ただし、臨時費を削ったことで、お金は残ったが、例えば市場に投資的に入れる資金から得られるべきリターンがなくなってしまうというようなことが起こると本末転倒かというふうにも思ってしまう。

令和元年度だけでなく、経常収支比率がずっと高い本市としては、やはりそもそも予算の自由度が低いということもあります。その僅かな部分で、どれだけの効果を生むのかが重要になるかと思えます。

ここで、歳入増の取組についてお聞きしたいのですが、これは、この収支改善プランに記載されているものが全庁的に見てほぼ全体的なのか、もしくはほかにも行っていることがあれば御説明をいただきたいと思うのですが、こちらはいかがでしょうか。

## ○（財政）尾作主幹

歳入増の取組につきましては、プランの策定前から行っております市税収入や広告料収入の確保などの取組のほかに、今後、取組が進むことを期待しまして、観光税などの新たな歳入確保に向けた取組など、考えられる取組はプランに掲載したところです。

## ○高橋（龍）委員

ということは、現状、歳入増につながる取組としては、ここに全て記載をされているということです。まだまだこれ以外にも、やるべきことというのはあるかというふうには感じております。

一時期、稼ぐ自治体という言葉が多く聞かれて、ただ、コロナ禍の影響もあって、今は稼ぐというよりも、どうやって従前のラインに戻すかということに注力していく流れなのかというふうには、これは本市だけでなく全国的にというふうには捉えています。

歳入増につながる、しかも効果が出やすいものについて、庁内だけではなくて、外部の有識者などからも御意見をいただきながら、本市として収支改善プランをさらにブラッシュアップしていただきたいと考えます。

こちらに関しては、質問ではないので答弁は要りません。要望として申し上げて終わりたいと思います。

---

## ○中村（誠吾）委員

### ◎不用額について

高橋龍委員に続きまして、私もどうしても、この決算時期に議論したいことがあります。不用額です。

予算は、議会が議決をして決まるものと考えております。そして決算で、その内容がきちんと遂行されているか確認するものと承知しています。

その中で、毎年、不用額として何億円も出ている事実があります。これが市民への補助金などであれば、申請件数などで変化が出る場合もあり、これはしようがないと思うのです。

しかし、物を作る土木費等が不用額として億単位で出されるわけです。私としては、不用と分かった時点で減額補正をすべきと考えています。これを指摘しても、法律や条約的には正しいですから、また、いろいろな話で出てくる国の補正もあるかもしれませんからと説明される説明員がいます。そして、今回もそうだと思います。違法であるわけがないのですから。違法なら大変です。そこを議論したいわけではないのです。

小樽市役所として、市民へ行政の内容をきちんと説明しているか。説明責任の問題を議論したいのです。なぜか。市としては、当初予算で何億円かかりますと説明するわけです。ほかの維持費用とか、単独費用を我慢するわけです。単費があれば、今も話がありました建設担当部局以外にも使いたいところはいっぱいあるのです。そして、予算を勝ち取った建設担当部局は、1年半後に、国の交付金がつかなくなったので不用額ですと、億単位の金額を要りませんと説明されてしまうわけです。

小樽市役所の予算は、10万円程度の施策や費用を細かく決めているのです。その中でこのようなことが行われます。その上で、建設費の不用見込額を利用して、議会に特別に説明することなく、他の事業に流用などをして使用するわけです。疑問に思うのは私だけでしょうか、常々思っています。

ですから、このことに絞って今回は説明を聞かせていただきたいのですが、まず、決算における不用額の流用について、建設内容の確認をさせていただきたい。それで、それぞれにお聞きします。

まず、建設部における交付金事業、土木費のうちですが、一つ目の質問として、当初予算額、決定額、予算からその流用の額と目的、不用額を例として、この決算説明書の206ページの道路新設改良費9億4,214万6,000円に対して、不用額2億5,231万4,746円のところで説明してください。

## ○（建設）建設課長

少し長くなりますけれども、御容赦いただきたいと思います。

まず、道路新設改良費関連の交付金事業についてですが、当初予算はロードヒーティング更新事業費、道路ストック更新事業費、橋りょう長寿命化事業費の三つでしたが、このうち、道路ストック更新事業費につきましては、事業を中止したことから決算説明書には記載されておりません。

中止の理由ですが、同じ交付金パッケージ内の事業である道路ストック更新事業とロードヒーティング更新事業に対する交付金の当初配分が要望額の約15%と少なく、この交付金を全てロードヒーティング更新事業費に充当したことによるものです。

なお、道路ストック更新事業費の当初予算は2,932万円でしたが、事業中止決定前に他事業へ流用した額が202万7,000円となっており、内訳は決算書209ページの除雪機械購入に係る建設機械整備費の事業執行に際しまして、国費見合いの事業費予算が不足していたため、117万4,000円を流用したほか、既に支出が確定していた事務費85万3,000円を、ロードヒーティング更新事業と橋りょう長寿命化事業費に振り分け流用したものです。

したがって、中止となった道路ストック更新事業費関連の不用額につきましては、当初予算2,932万円から他事業への流用額の計202万7,000円を差し引いた2,729万3,000円となっており、決算説明書206ページ下段の道路新設改良費全体の不用額2億5,231万4,746円には、これが含まれてございます。

次に、207ページのロードヒーティング更新事業費の交付金事業分につきましては、当初予算が1億3,500万円で予算現額は1億3,546万8,000円となっておりますが、増額となった46万8,000円は、先ほど御説明した道路ストック更新事業費からの余費の流用分です。

不用額につきましては、交付金が少なかったことから、工事箇所を2か所から1か所に減らしたことなどにより事業費が減となり、最終的な事業費は7,304万3,000円となりましたので、不用額は6,242万5,000円となっております。

最後に、橋りょう長寿命化事業費ですが、当初予算は4億1,900万円で、予算現額は4億1,938万5,000円となっておりますが、これも増額となった38万5,000円は道路ストック更新事業費からの事務費の流用分です。

不用額につきましては、本事業の交付金の当初配分が要望額の約67%であったことから、これに併せて事業費を減としたことなどによりまして、最終的な事業費は2億8,464万8,254円となりましたので、不用額は1億3,473万6,746円となっております。

○中村（誠吾）委員

この交付金が、建設部だったら内定と言うのでしょうかけれども、国から連絡が来た日付をお示してください。

○（建設）建設課長

国の当初予算分の内定通知は、北海道経由で昨年4月5日に受理しています。

なお、正式な国からの交付決定通知につきましては、同じく11月7日に受理してございます。

○中村（誠吾）委員

流用した金額がありましたが、なぜ補正しなかったのですか。

○（建設）建設課長

例年、当課が所管する各種事業で増額等が必要になった場合は、まずは可能な限り当課が所管する予算内でやりくりすることを基本としていることから、今回も流用により処理したものでございます。

○中村（誠吾）委員

しつこいですがけれども、不用額を交付金が決まった後の第2回定例会で減額しなかった理由は何ですか。

○（建設）建設課長

先ほど答弁しましたように、国の当初予算分の交付決定通知書が昨年11月7日に本市に届きましたので、6月の第2回定例会時点ではまだ正式に交付決定されていないことから、当課としては減額補正することは考えておりませんでした。

なお、例年の交付金の当初決定額は要望額を少なからず割り込むことから、当課としては年に数回ある事業調整により、必要に応じて交付金の増額を目指すこととしておりますが、令和元年度の道路新設改良費に係る交付金の増額等に関する最終的な交付決定変更通知書を本市が受理したのは、今年3月18日となっております。

○中村（誠吾）委員

次に、道路橋りょう維持費の不用額は幾らでしたか。

○（建設）維持課長

道路橋りょう維持費における不用額につきましては、235万332円となっております。

○中村（誠吾）委員

私はこの間、いろいろなところの、バイクの事故も含めて、市道だけではないというのも、道路の穴埋めであったり、側溝の補修などを質問してきました。春などには市民から多くの要望があったと考えますが、それでもなぜ200万円を超える不用額が出るのですか。

○（建設）維持課長

道路橋りょう維持費の不用額につきましては、主に需用費は賃金でございまして、道路の穴埋め等に係る委託料や側溝補修等に係る工事請負費につきましては、不用額は少なく約8万円ということでございます。

穴埋めや側溝補修についての市民の皆様からの御要望につきましては、予算の範囲内でその都度一定の対応をさせていただいているところでございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、水道局にお聞きしますけれども、水道局における交付金事業です。

交付金の額が大きい下水道事業会計の当初予算、そして、予算からの流用額とその目的、決算額、不用額について説明してください。

○（水道）総務課長

下水道事業会計における当初予算額等についてでございますが、交付金関連の建設事業費を含みます予算科目の項・建設改良費、目・築造工事費の内容について説明申し上げます。

まず、令和元年度の当初予算額が18億2,687万5,000円、これに平成30年度からの繰越額6,200万円を加え、予算額の合計は18億8,887万5,000円になります。

次に、流用額は202万3,404円です。この流用の目的といたしましては、公用車やデジタル顕微鏡などに不具合が生じ、急遽、購入する必要が生じたため、備品等を購入する科目であります項・建設改良費、目・営業設備費へ流用したものでございます。

次に、決算額は8億5,299万2,074円、翌年度への繰越額が5億9,050万円、不用額は4億4,335万9,522円となります。

○中村（誠吾）委員

同じ質問をします。交付金が決定して、国から連絡が来た日付をお示してください。

○（水道）整備推進課長

交付金の決定における経過についてですが、まず、平成31年4月3日付で北海道から内示額が示され、令和元年6月12日付の交付申請を経て、8月1日付の国土交通省からの決定通知を9月24日に受理しております。

このほかに、北海道では道内の自治体に対しまして年に数回、交付金流用の執行状況調査を実施しており、余剰金が発生した際は事業調整としまして、希望自治体に向け交付金の再配分を行っております。令和元年度に関しましては、増額の事業調整を2回申請しておりまして、元年12月24日と2年2月27日付で決定の変更がなされております。

○中村（誠吾）委員

同じです。流用した金額がありました。なぜ補正しなかったのですか。

○（水道）総務課長

流用いたしましたのは、先ほど答弁いたしました約200万円でございますが、本件は科目で言えば目の間、目間流用と言いますが、その流用でございまして、補正を有しないものであり、また金額的にも全体予算額と比較すると大きな金額ではなかったため、予算執行上の処理として行い、補正をすることまでは考えてはおりませんでした。

○中村（誠吾）委員

同じです。不用額を交付金が決まった後の第2回定例会で減額しなかった理由は何ですか。

○（水道）整備推進課長

第2回定例会で減額補正をしなかった理由につきましては、一つ目としましては、先ほど答弁いたしました事業調整の関係から、年度末まで交付金の額が確定しなかったこと。二つ目としましては、交付金が減額されても安定して下水道の処理を継続し続けるためには、最低限進めなければならない範囲の事業があり、財源を起債で振り替えてでも行う必要があるためです。

また、下水道施設は老朽化の激しいものが多く、当初計画にない緊急を要する工事もあることから、それに備え年度途中での減額補正は行っていないものであります。

○中村（誠吾）委員

次に、同じ質問です。港湾室にお聞きします。

港湾建設費において、今回不用額1億3,323万4,812円となっておりますけれども、これについての当初予算、決定額、予算からその流用額、不用額を、216ページの国直轄工事費負担金のところで説明してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

国直轄工事費負担金におきます当初予算額、不用額等についてお答えいたします。

当初予算では、北防波堤改良事業費、第3号ふ頭岸壁改良事業費、第3号ふ頭泊地改良事業費、これら三つの事業費から国直轄工事費負担金が成り立っております。

まず、北防波堤改良事業費については、当初予算額では1,500万円でありました。予算現額も同じく1,500万円あります。流用の額はございませんでした。決算額は当該年度実施額の150万円に、前年度精算追徴金87万8,567円を合わせた237万8,567円となりましたので、不用額は1,262万1,433円となっております。

次に、第3号ふ頭岸壁改良事業費については、当初予算額では2億4,200万円で、予算現額はこれに補正予算1,200万円を合わせた2億5,400万円となりました。流用の額はございません。決算額は当該年度実施済額1億3,400万円から、前年度精算還付金2,057万5,822円を差し引いた1億1,342万4,178円となりましたので、不用額は1億4,057万5,822円となるのですが、令和元年度補正事業分の1億2,000万円を2年度に繰越明許を行っておりますので、これを差し引くと現年度の不用額としては2,057万5,822円となっております。

次に、第3号ふ頭泊地改良事業費については、当初予算額は2,160万円で予算現額も2,160万円でありました。これも流用の額はございません。決算額は、当該年度実施済額795万円に前年度精算追徴金918万8,994円を合わせた1,713万8,994円となりましたので、不用額は446万1,006円となっております。

これら三つの事業費を合わせた国直轄工事費負担金の当初予算額は2億7,860万円で、予算現額は2億9,060万円、流用の額はゼロ円、決算額は1億3,294万1,739円となりましたので、不用額は1億5,765万8,261円から令和2年度繰越明許費1億2,000万円を差し引くと、現年度の不用額は3,765万8,261円となったところでございます。

○中村（誠吾）委員

同じことを聞きます。交付金の配分はいつぐらいの時期に分かりましたか。

○（産業港湾）港湾整備課長

交付金配分の判明した時期についてでございますが、例年、社会資本整備総合交付金の配分額の内定については、年度末の3月末日、これは土日を除きますけれども、国土交通省のホームページに掲載されておりますが、これに合わせて北海道開発局からも小樽港に係る配分の内定について連絡がありますので、その時点で交付金の配分額を知ることができます。しかし、令和元年度の公文書による内定通知は、北海道経由で平成31年4月5日付で受理しているところでございます。

なお、正式な国からの交付金の交付決定通知書につきましては、令和元年7月23日付で受理しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

流用はありませんでしたというので補正しなかった理由は聞かないけれども、これも同じく、なぜ不用額をこの交付金の配分が決まった後の第2回定例会で減額補正しなかったのですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

交付金の内定が決まった時点で、不用額についてなぜ第2回定例会で補正しなかったのかという理由については、国の内示を受けまして交付金事業としては減額が見込まれておりましたけれども、事業を進めていく段階で予期せぬ事業費の変更や、その後の国の補正等が考えられるため、第2回定例会で減額補正を行わなかったものであります。

○中村（誠吾）委員

今、水道局などに不用額について聞きました。ここで、財政課における交付金及び起債の充当についてお聞きしたいのですが、予算を管轄している財政部として、今の不用額やその流用の方法をどのように考えていますか。

○（財政）財政課長

予算につきましては、予算編成時点の状況に合わせて、歳入歳出予算を編成しておりますので、予算編成時点では見込めなかった要素、例えば、今回の例で言いましたら、国の交付金の減額、そして工事費が予算編成時点での見積額よりも数字が変わってくることで、それらを理由にしまして不用額が発生するような状況でございます。

また、今回の不用額について、多額になってしまった理由につきましては、例えば交付金事業につきましては、交付金の配分額自体が低い中で、各部局からも説明がございましたけれども、道内の他市町村の事業の進捗状況などによって、年に数回の事業調整が行われております。この事業調整によって、後日、交付金として追加で交付される部分もございますから、年度末までに事業費がなかなか確定してこないことが、不用額が多額になってしまった主な要因であると考えております。

次に、流用につきましては、支出時期の関係や事業費の増嵩などにより、予算執行に支障が生じるため、やむを得ず流用で対応したものと考えております。

○中村（誠吾）委員

減額補正について、財政部に、減額補正は財政部でいいのだと思うのですが、第2回定例会前に国の交付金額が決定した場合、減額補正をしますか。これは誰に聞けばいいのか。各建設担当部局に答えを聞いていいのか、そういうことです。

○（財政）財政課長

今回は交付金ということで、社会資本整備総合交付金の関係で質疑等が今は行われているかと思うのですが、これにつきましては、国からの内示が早い段階で示されますが、各部において同じ交付金を受けている本市の事業間での調整も当然あるかと思えますし、また国からの内示以降に、道内の事業の進捗状況により事業調整による追加交付もあり得ますことから、現状では第2回定例会での減額補正というのは考えておりません。

ただし、交付金事業については、これは多くの特定財源が入る形なので、一般財源に与える影響というのは大き

くはありませんけれども、近年、不用額がかなり大きい金額になってきていることを考慮いたしまして、歳入歳出を精査する第1回定例会での補正の時点で、年度末までの事業調整を考慮した上で、一定額の減額補正の部分について対応していきたいと考えております。

**○中村（誠吾）委員**

少し前進してもらっているのですけれども、それでは一遍に聞きます。

今、減額補正が心配なところです。減額補正したい場合に財政調整基金などに与える影響が出てくると思うので、私たちは財政調整基金のことを心配ばかりしていますから。そうすると、財政課で今までは決算にて生じる財政調整基金の繰入金も、取崩しによって財政調整基金の残高を確保してきたと思っています。それで、翌年度に利用できたのですよ。ところが今は年度途中で減額することで、決算における財政調整基金繰入金の現計予算額と取崩額との差が縮小して、結果として決算時における財政調整基金の残高となる部分、増える分が減っていくのです。これは財政調整基金との関係でどう考えますか。

**○（財政）財政課長**

交付金事業に限らず、決算時での不用額の発生を待たずに、年度途中で減額補正により生じる財政調整基金繰入金の取崩し額、その減につきましては、そのまま年度途中での財政調整基金残高の確保につながります。それは新年度予算での収支均衡予算を編成する上での財源になりますので、例年行っている第1回定例会での補正時点での歳入歳出の精査により、今後とも行っていきたいと考えておりますし、あと、決算時に財政調整基金が大幅に増えるという形よりも、その前段の予算執行時点で精査されているほうが、予算の本質としては正しいものと私たちも考えております。

**○中村（誠吾）委員**

最後に、財政部長と水道局長にお答え願えればありがたいのですけれども、財政部長、水道局長、私は第2回定例会での減額補正を強く要望していたのですが、それと、一定程度の建設の要素が多くありました水道局にもお聞きしたのですけれども、それぞれどのようなお考えか、お示し願えればありがたいのですが。

**○（財政）財政部長**

第2回定例会での減額補正の話ですが、今、課長からもお話があったとおりで私も思っております。ただ、今回は議論が建設工事になりましたけれども、一般財源の話になりますと、先ほど委員からもお話がありましたとおりに、今年、例えば4月にコロナ禍の問題で、政策を打とうとしたときに財政調整基金が1億1,000万円と少ししかなかったという実態の中で、なかなか政策が打てなかったというような実態がございます。これがもし例えば第1回定例会である程度不用額との調整をしていけば、ある程度、財政調整基金の確保ができて、事業も実施できたということもやはり考えられます。

そういうことを考えますと、我々としましては、一般財源に係る部分につきましては、第1回定例会の補正の中で、決算見込みを出しながら、減額補正できるものはしっかり減額補正をしていきたいというふうに考えてございます。

**○水道局長**

それでは、私から上下水道事業関係についてお答えさせていただきます。

減額補正等の予算措置につきましては、ただいま財政課長がお答えしたとおりに、基本的には同様の考え方で進めるものとなりますが、我々が担当している上下水道事業につきましては、市民生活に欠かすことができないライフラインでございますので、この両事業の安定した運営を続けていくことが我々の使命でございます。

そのためには施設の適切な維持管理と合わせまして、老朽施設の更新を計画的に進めるための予算の確保、さらには、不測の事態に備えた予算は一定程度確保が必要でありますので、事故等の際には、補正によらない予算執行についてあり得ること、これを御理解いただきたいと思います。

なお、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もありまして、料金収入が大きく落ち込んでおります。第1回定例会での減額補正を予定しておりまして、それによりまして建設事業費等の精査を行ってまいりたいと考えております。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

共産党に移します。

---

**○丸山委員**

**◎国民健康保険について**

初めに、国民健康保険についてお聞きします。

都道府県化されて2年目に入りましたが、2019年度決算の年の1人当たりの平均保険料について、2018年度と比較してどのようになっていたのか、お答えください。

**○（医療保険）国保年金課長**

平成30年度で1人当たり保険料ですが7万6,233円、それに対しまして令和元年度は7万7,974円となっております。

**○丸山委員**

少し上がっているということでした。

国民健康保険事業運営基金から繰入れというか、お金を入れていると思うのですが、幾らぐらい入れている、その結果、運営基金の残高は幾らになっているか、お答えください。

**○（医療保険）国保年金課長**

国民健康保険事業運営基金ですけれども、令和元年度で1億円を保険料に投入してございます、その結果、元年度末の基金残高は、利息の積立分も含めてですが5億2,010万2,938円となっております。

**○丸山委員**

国民健康保険事業運営基金ですけれども、2019年度に1億円繰り入れた理由と、それから、そもそもこの基金を積み立てている目的を併せてお答えください。

**○（医療保険）国保年金課長**

まず1点目といたしまして、令和元年度に基金を繰り入れた理由ですけれども、都道府県化の初年度である平成30年度ですが、北海道が団塊の世代の動きを見誤りまして、保険料が実態よりかなり低く算定されておりました。それで、令和元年度を普通に算定いたしますと、平成30年度と比較して大きく保険料が上がってしまうという事態が発生したことから、激変緩和するために基金から1億円を投入したというようなことでございます。

それと、基金を積み立てる目的ですけれども、これは国民健康保険事業運営基金条例というのがありまして、この中では国民健康保険事業の健全な運営を確保するためとなっております。また、現在、北海道が改定作業を進めております北海道国民健康保険運営方針というのがございますけれども、これの中では、予測を超えた所得や被保険者数の減少や収入率の低下等により、納付金の確保が困難となる可能性などを見据える中で、財政調整機能として一定程度の基金の保有が必要というような形で趣旨が記載されているところでございます。

**○丸山委員**

激変緩和ということで、多少上がってはいますけれども、基金からの1億円の繰入れの効果はあったのかという

ふうに思います。

それで、低所得世帯については、申請がなくても自動的に保険料が軽減されるようになっています。国民健康保険の加入世帯数と、それから、保険料が軽減されている世帯数及びその割合、軽減が2割、5割、7割となっていますけれども、それぞれでお答えいただいて、軽減額の総額が幾らになっているのかをお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

まず、国民健康保険の加入世帯数ですけれども、全部で1万7,502世帯となっております。その中で軽減世帯について、一番収入が低いほうから7割軽減世帯が7,454世帯、これは国民健康保険加入全体に占める割合は42.6%となっております。続きまして、5割軽減世帯が3,419世帯、占める割合が19.5%、2割軽減世帯が2,206世帯、12.6%というふうになってございます。軽減額の総額につきましては4億3,338万1,284円となっております。

○丸山委員

加入者が申請しなくても軽減されるという制度があって、いずれかの軽減措置がされている世帯が既に75%ぐらいになっているということで、この保険料が大きな負担になっているということは、もう誰の目にも明らかだというふうに思うのですけれども、この軽減された金額というのはどこが負担しているのかお聞かせください。

○（医療保険）国保年金課長

軽減になった金額につきましては、北海道が4分の3、市が4分の1の負担となっております。

○丸山委員

市の4分の1の負担というのは、これは市が負担しているものでいいのですか。

○（医療保険）国保年金課長

市が4分の1の負担となっておりますけれども、この負担分につきましては交付税措置がされているところでございます。

○丸山委員

ということは、この軽減された金額については、実質的には市の負担がないということによろしいのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

そのとおりでございます。

○丸山委員

国民健康保険の保険料の負担というのはすごく重くて、今回は基金を入れていただきましたけれども、それでも25%の方は軽減なしの世帯なのです。この方たちも、やはり負担が重いのではないかとということで、日本共産党は一般財源からの繰入れも繰返し求めてきたところですが、少し質問を変えまして、保険料の滞納で市から短期被保険者証や資格証明書の予告書を送った件数をお示しください。

○（医療保険）保険収納課長

令和元年度の短期被保険者証、資格証明書の予告書を送付した件数につきましては、通常の被保険者証の更新時期である元年7月末時点の短期被保険者証、資格証明書に関わる部分の数字になりますけれども、資格証明書の予告書送付件数が68世帯、3か月の短期被保険者証の予告書発送件数が147世帯、6か月の短期被保険者証の予告書送付件数が117世帯となっております。

○丸山委員

それでは、実際に短期被保険者証や資格証明書が発行された件数と割合について、国民健康保険加入世帯に占める割合は出ますか。

○（医療保険）保険収納課長

まず、実際に発行されました短期被保険者証、資格証明書の件数でございますけれども、令和元年7月末時点の数字となりますが、資格証明書の発行件数が49世帯、3か月の短期被保険者証の発行件数が132世帯、6か月の短期

被保険者証の発行件数が83世帯となっております。

次に、短期被保険者証、資格証明書の発行割合になりますけれども、短期被保険者証、資格証明書の合計が264世帯でございまして、元年7月末の国民健康保険加入世帯数1万7,280世帯で割り返しますと、約1.53%となります。

**○丸山委員**

1.53%をどういうふうに捉えるかということもありますけれども、しかし、264世帯が納付に困難を抱えているのだというふうに思います。

それで、日本共産党が参考にする資料で、北海道社会保障推進協議会が出している情報誌があるのですが、ここでは収入が300万円で2人家族、両名とも40歳以上の場合の保険料が収入の12.8%と収入の1割を超しているということで、重ねて申し上げますけれども、やはり重たいと、そしてさらに扶養家族がいる場合は均等割が増額になりますから、もっと保険料は高くなります。所得でなくて収入の1割を超えるということで、負担感も大きいかと思えます。昨年の決算特別委員会でも高野委員が言っていましたけれども、会社員などが加入する健康保険と比べて本当に重たい国民健康保険料です。

それで、応能応益割合というのがあるのですが、これがどのくらいになっていて、2018年度と変わっているのかどうか、お聞かせください。

**○（医療保険）国保年金課長**

収入に応じた応能割合、それと、収入以外の家族数などに応じた応益割合ですが、応能応益割合は令和元年度は54対46というふうになってございます。これは平成30年度と変更はございません。

**○丸山委員**

この応能応益割合ですが、今後、変わっていく予定かどうか。変えた場合、保険料への影響がどのようなものになるのか、お聞かせください。

**○（医療保険）国保年金課長**

今、応能応益割合が54対46ということでしたけれども、現在、先ほど少しお話ししましたが、北海道が進めております国民健康保険運用方針の中でも、今、北海道が示している標準保険料率というのがございまして、それに合わせるように言われているところございまして、それに合わせるとなると小樽市の応能割の部分大幅に下げなければならないという予定になってございます。応能割を下げますと低所得者の保険料が上がり、中高所得者の保険料が下がるということになります。ただ、小樽市の実態といたしまして、所得割は非常に高いという実態がございまして、これは全国の中でも6番目に所得割が高いという実態がございまして、これは何を意味するかといいますと、今、中所得者、高所得者の保険料が非常に高い状態になってしまっていると、低所得者が低い分、中所得者、高所得者が高いという実態がございまして、やはりこの部分の是正は必要というふうに考えてございまして、標準保険料率に合わせていくというのが、考え方として今後目指していかなければならないものと考えてございませぬ。

**○丸山委員**

応能応益割合を変えていかなければいけないと、応能割合を低くしなければいけないと、そうすると低所得者の保険料が上がるといことなのですね。2割、5割、7割軽減があるけれども、それを実施したとしても上がらざるを得ないのではないかとこのふうにも聞いています。

ただ、今のこの経済状況の中で容認できないというのが日本共産党の立場です。その際には、決算年度にもやりましたとおりの基金からの繰入れや、それで足りないのであれば一般会計からの繰入れということもぜひ検討をしていただきたいと思いますが、この辺りのお考えをお聞かせください。

**○（医療保険）国保年金課長**

まず、先ほどの繰り返しになりますけれども、今、小樽市の実態として中所得者の保険料が非常に高いという

ころがありますので、その是正という意味では、やはり着手していかざるを得ないのかというふうに考えているところでございます。

その中で、できる限り低所得者、今まで低所得者の保険料は、実際、所得割が低い分、他都市よりかなり低く抑えられているのですけれども、それが他都市並みになるという意味になります、それにしても今までよりは若干上がってしまうという部分がございますので、できる限りスムーズに軽減措置なども図りながら、段階的に考えていくというのは必要なものと思っております。

また、今おっしゃった基金や一般会計からの繰入れというお話ですけれども、基金につきましては、今回、令和2年度の保険料率を新型コロナウイルス感染症の影響で前年度と同率に抑えたものですから、その分、基金をかなり多く使用する形になることが想定されております。ですから、基金の残高がかなり少なくなるであろうということが想定されておりますので、その基金の残高を見ながら検討していかなければならない部分かというふうに思っております。

あと、一般会計からの繰入れにつきましては、先ほどの北海道国民健康保険運営方針の中でも、一般会計からの繰入れはなくしていかなければならないという方針が示されているものですから、そのような方向で、一般会計からの繰入れに頼った形でというのはなかなか難しいものというふうに考えてございます。

#### ○丸山委員

おっしゃることは分かります。ただ、困窮世帯においては、子供の口腔崩壊、歯医者に通えなくて虫歯がとてもし込んでしまったというような、本当にかわいそうなニュースなども聞くわけで、できる限りの工夫をお願いします。

#### ◎こども医療費助成制度について

次に、こども医療費助成について確認しておきたいのですが、中学生の入院部分の助成が拡大されたはずですが、見込んでいた金額とその拡大した部分の実績の金額はどれほど開いているのか、そのことについてお聞かせください。

#### ○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

こども医療費助成における中学生の入院部分の拡大についての見込額と実績額についてでございますが、令和元年度のこども医療費助成における中学生の入院部分の助成拡大のために見込んでいた金額につきましては、402万9,000円、また実績額につきましては126万2,280円となっております。見込額から実績額を差し引いた額は294万6,720円となっております。

#### ○丸山委員

いつもこども医療費助成の拡大をお願いして、この部分を拡大したら幾らかかるのかというようなことを確認して、拡大のお願いをしてきたのですけれども、実際に決算のときに幾らぐらいになっていたのかというのをあまりきちんと意識していなかったのが、今回、その見込額の中に入っているのだろうかということを確認しておきたかったのです。

子育て世代の関心事として、このこども医療費助成は結構高い関心事だと思います。それは自治体ごとの制度が比べやすいのだというふうにも思うのですけれども、子供の医療費助成が厚いと、子ども・子育て支援に力を入れているというふうな捉え方をされがちかとも思いますが、今後も助成の拡大をお願いしたいと思います。

#### ○丸山委員

#### ◎低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業について

低所得者、子育て世帯向けプレミアム付商品券事業についてお聞きします。この制度の目的と、どういった方が対象になっていたのか、またその人数をお聞かせください。

#### ○小樽市プレミアム付商品券事業実施本部運営室藤本主幹

低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業については、消費税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世

帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えをすることを目的として実施したものでございます。対象は平成31年1月1日に小樽市に住民登録があり令和元年度の住民税が非課税の方と、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に出生した児童が属する世帯を対象としておりまして、対象者はそれぞれ3万1,938人、1,737人となっております。

**○丸山委員**

引換券を交付した人数と割合をお答えください。

**○小樽市プレミアム付商品券事業実施本部運営室藤本主幹**

引換券を交付した人数につきましては、非課税世帯は1万4,760人、子育て世帯は1,737人、これに加えて、他の市町村で引換券の交付を受けた後に本市へ転入した方の43名の方も対象となりますので、合計しまして1万6,540人の方に引換券を交付しております。

また、引換券の交付対象となる総人数との割合では、非課税世帯につきましては約46.7%、子育て世帯は全員送付しておりますので100%というふうになってございます。

**○丸山委員**

プレミアム付商品券の販売額として見込んでいた予算額と決算額をお示してください。

**○小樽市プレミアム付商品券事業実施本部運営室藤本主幹**

販売額として見込んでいた予算額につきましては、対象者を非課税世帯3万4,000人、子育て世帯2,000人、合計で3万6,000人を見込んで、1人5冊、1冊当たり4,000円で購入するものとしまして、7億2,000万円を計上してございます。

実際の販売額は2億6,507万2,000円となっております。

**○丸山委員**

それから、商品券が利用できた店舗、この事業に参加した店舗はどのぐらいですか。また、その店舗数について、どのように考えているかをお答えください。

**○小樽市プレミアム付商品券事業実施本部運営室藤本主幹**

取扱店として登録があったのは、合計で689店舗でございました。

その内訳としましては、スーパーなどの大型店ですとか、商店街や市場など、地元の企業も数多く登録されておりますので、商品券の利用者にとりましては、利便性の高い十分な登録数があったのではないかとこのように考えてございます。

**○丸山委員**

非課税世帯への引換券交付人数が、対象と見込んだ人数よりも随分と低かったのではないかと思います。このことについて、制度の目的に照らしてどのような見解を持っているか、お答えください。

**○小樽市プレミアム付商品券事業実施本部運営室主幹**

確かに、非課税の方の申請率が50%を切るという結果になっておりますけれども、商品券が全て市内で消費されましたことすとか、事業の実施に当たって地元企業に委託発注などを行っておりますので、地域の消費を喚起、下支えするという一つの事業目的という意味では、一定の効果があったのではないかとこのように考えてございます。

**○丸山委員**

消費税を8%から10%に上げる際には、消費の落ち込みを懸念する声があったと思います、安倍前首相は増税分を全てお返しするつもりで経済対策をしようと言っていたのですが、だったら増税しないでほしいというのが、増税で生活が苦しくなると思われるような人たちの声でした。

それで、この徴収した消費税をお返しする方法の一つとして、このプレミアム付商品券があったと思うのですけ

れども、非課税世帯の方の自尊心を無視したやり方だったと思うのです。要するに、交付された商品券を出すということ自体が、私は非課税世帯ですと言っているようなものだというので、私の周りでも、こんなやり方はないというふうにお怒りの声もあったわけです。

安倍政権から菅政権に代わりましたが、菅総理大臣は安倍路線を継承するというふうに言っています。市には市民の生活実態に寄り添って、悪政にはその防波堤になることを期待したいと思います。

---

## ○小貫委員

### ◎国民健康保険について

国民健康保険の関係で、追加でお聞きしたいのですが、先ほど国保年金課長は所得割の部分が高いという話の中で、中所得者、高所得者ほど高いというふうに言っていたのだけれども、これは高所得者も他と比べて高いとなるのですか。

### ○（医療保険）国保年金課長

高所得者というのがどこの層を指すかによるのですけれども、例えば、国民健康保険料には限度額という考え方がありまして、幾ら収入が上がっても一定以上の保険料は払わないという限度額という制度があるのですが、例えば、小樽市の場合、収入で600万円、700万円の方が限度額に達してしまうというところに対し、全国の平均だと1,100万円ぐらいの収入で初めて限度額に達するというところがございます。

そういった意味で、600万円、700万円の人、他市町村であれば限度額まで払わなくて済むものを、今、小樽市は所得割が高いことにより、限度額まで払っているというところがございますので、そこら辺の層を高所得者と呼ぶかという部分はありますけれども、収入がある程度多い方について多く払っている実態はあるかというふうにご考えてございます。

## ○小貫委員

限度額があるということで、人それぞれが高所得者とどこを指すのかというところがあると思うのだけれども、先ほどの答弁だと、その辺が少し不正確だったかというふうに思うのです。

もう一つ、基金の繰入れの話ですが、丸山委員が基金の繰入れを求めましたけれども、それを突っぱねたということで、令和元年度で基金に積み立てたのは逆にどのぐらいあるのですか。

### ○（医療保険）国保年金課長

令和元年度の基金積立額は7,975万6,522円となっております。

## ○小貫委員

つまり、1億円投入したけれども、約8,000万円積み立てたということで、基金全体としては2,000万円しか使わなかったということだと思っております。

それで、結局、そういう一般会計からの繰入れについては、北海道国民健康保険運営方針でそうはなっていないという話だけれども、それだったら、その運営主体である北海道は、今この低所得者ほど重い国保料に対して、軽減の努力をしているというふうにご覧になっているのですか。小樽市には入れたら駄目だよという、そうしたら、北海道は何をやっているのですかという話です。

### ○（医療保険）国保年金課長

なかなか難しいお話にはなってきますけれども、まず北海道が、今、標準保険料率といまして、これは何かと申しますと、要は、北海道のどこに行っても同じ収入、同じ世帯数であれば同じ保険料というのが目指すべき標準保険料率という考え方ですが、小樽市に住んでいる方がよその市町村に行っても同じ保険料になるようなものを目指しているというものなので、そういった意味で、小樽市だけが高いとか、そういうところではなく、あくまでも北海道全体のレベルで考えて保険料を合わせるというのが、今の北海道の考え方となっております。

あと、北海道に限らず国の低所得者への軽減につきましては、先ほど2割、5割、7割軽減のお話をさせていただきましたけれども、この対象となる収入についても、毎年、軽減対象者を拡大する法改正をしておりますので、ある程度、低所得者に配慮する形で軽減対象を増やしているというのが実態としてございます。

○小貫委員

予定外の質問なのでこれ以上はやりませんが、国民健康保険については、国に対してもっと金を出してくれという要求はしていると思うので、それはイコール不十分だというふうに思っているということだと思いますので、予定の質問に入ります。

◎後期高齢者医療の療養給付費について

後期高齢者医療の療養給付費の関係ですけれども、高野議員が代表質問で取り上げたら、答弁の中で、超過交付額返還金と並んで後期高齢者医療費療養給付費というのを挙げているのです。この療養給付費の過去5年間の決算額について、まず示してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

療養給付費の平成27年度から令和元年度までの決算額の推移でございますが、平成27年度が18億9,100万円、28年度が22億400万円、29年度が21億5,600万円、30年度が21億4,600万円、令和元年度が23億6,200万円となっております。

○小貫委員

それで、確かに過去5年間で見ると最大の給付費になっているのですが、これが代表質問の答弁だと、約2億1,600万円の増というふうに言っています。何でこういうふうが増えたのか、この理由を示してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成30年度決算額と令和元年度決算額とで2億1,600万円の増となっている理由についてでございますが、2億1,600万円のうち、前年度の精算金分で約6,600万円の増、残り約1億5,000万円につきましては、本市の状況といたしまして、高齢化率が伸びていることによる被保険者数の増加に加え、1人当たりの医療費の伸びによるものと考えてございます。

○小貫委員

ただ、先ほど5年間の推移を示してもらいましたが、その残り1億5,000万円の増が今言ったような理由だと、もっと過去の伸びも大きくなっているというふうになると思うのですが、その1億5,000万円、6,600万円の話は分かりました。1億5,000万円のところというのが、どうしてここがこれだけ増えたかという内訳というのは示せるのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

例えば、療養給付費の伸びによる増加分が幾らといった内訳はお示しするのは難しいのですが、先ほど説明したとおり、2億1,600万円の増のうち、前年度分の精算金6,600万円を除く1億5,000万円、これを伸び率に換算いたしますと、前年度比で約7%増加しております。

北海道全体の療養給付費の推計におきましても、同じ理由で令和元年度と平成30年度とを比較いたしますと約4%増加しております。

また、残りの約3%につきましては、本市の高齢化率の伸びや1人当たりの医療費が北海道の平均よりも高いといったことなどから、療養給付費のほうが高く推計されたというふうに考えてございます。

○小貫委員

先ほどの金額というのは、いろいろな精算とかが入っているのですが、精算前の市の負担について、令和元年度は幾らで前年度比だとどうなるのか示してください。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

精算前の療養給付費についての令和元年度の決算額と、平成30年度の決算額との比較についてございますが、令和元年度の金額は22億5,200万円となっており、平成30年度より1.76%ほど増加しております。

○小貫委員

22億5,200万円だということで、確認しますけれども、この療養給付費は、医療組合としてかかった分の負担が12分の1だということで仕組みとしてはよろしかったですか。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○小貫委員

そうすると、12分の1が22億5,200万円ということですから、12倍したらこれは幾らになるのでしょうか。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

令和元年度の精算前の療養給付費22億5,200万円を円単位の金額で12倍いたしますと、270億1,800万円となります。

○小貫委員

それで、今度は保険料等負担金に移りますけれども、令和元年度特別会計での保険料等負担金は幾らになりますか。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

令和元年度の保険料等負担金の決算額でございますが、20億1,900万円となっております。

○小貫委員

先ほどの療養給付費が精算前の市の負担から12倍した負担対象額を示してもらいましたが、これが約270億円だと。本来この270億円という組合として負担すべきものの10分の1を保険料でいただくということになると思うので、そうすると約27億円になるはずだと。ところが先ほど答弁いただいたのは20億1,900万円ということで、大きく乖離があるのです。

乖離の原因として考えられているのが、先ほど国民健康保険でも基金からの投入という話がありましたけれども、同じく広域連合での基金の投入というのがあると。この10分の1の部分ですけれども、ここに多分基金を投入しているのだと思うのですね。そうすると、この小樽市分の基金投入額というのは幾らだと広域連合からは言われているのですか。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

北海道全体の金額というのは出すことができますのですけれども、個々の市町村分というのは出すことができないので、その部分は本市の分が幾らというのは分からない状況です。

○小貫委員

つまり、基金の投入分については示されてないのだと。この基金というのが、北海道全体だと、まず幾ら投入されていたのかというのがあると思うのですが、それを今度その小樽市の保険料等負担分の北海道全体に対する割合で割り返してみても、小樽市のその基金の投入分を推定した場合、大体その前の20億1,900万円を足すと、どのぐらいになるのですか。あくまでも試算ですけれども。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

平成30年度分と令和元年度分の2年間ですが、これについて保険料を改定した際の基金の試算額が、166億9,700万円で、単純に単年度ベースに換算しましたところ、83億4,800万円となります。この金額に保険料の北海道全体に占める割合が平成30年度から計算しますと2.75%ほどになり、これを掛けまして、小樽市の基金の配分額を推計しますと2億2,900万円というふうに推計されます。この金額に保険料等負担金の先ほどの20億1,900万円を加えます

と、22億4,800万円という数字が導き出されます。

○小貫委員

あくまでも手元での推計なのです。ただ、10分の1の負担が22億円だと、そういう話ですよ。ところが、12分の1の負担についても、先ほど22億5,000万円でしたけれども、22億5,200万円だと。本来、普通に算数の勉強をしたら、12分の1と10分の1では12分の1のほうが小さくなるのではないかと思うのですが、これはいかがですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

保険料等負担金の額が理論上の計算と合わないとの御指摘でございますが、それぞれの数値は推計値と実績値、これが混在する部分があり、また、基金の配分は北海道全体で投入額を決めていることから、本市のみの額というのは算定しておりませんで、単純な数値の比較で判断するのは非常に難しい制度となっております。

しかしながら、委員から御指摘がありましたとおり、広域連合の推計した数字というのを単純に追認するのではなく、療養給付費の推計値に示される数値、こういったものをしっかり確認して、疑義があれば広域連合に問い合わせるなどして、慎重に協議を行ってまいりたいというふうには考えてございます。

○小貫委員

大分まとめてくれたのですけれども、でも、北海道後期高齢者医療広域連合全体としては、今言った10分の1とか12分の1というのは大体そのとおりで振り分けられているのですよね。確認です。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

委員のおっしゃるとおり、保険料を2年に1度、料金改定で算出する際に決められた負担割合に沿った形で、きちんと10分の1なり12分の1といった形で定められた割合で決定しております。

○小貫委員

この後期高齢者医療の療養給付費については、前々から、私が指摘しているように、結局、交付税措置との乖離があるという問題があって、それで結局、本来交付税措置しますよと言うけれども、小樽市の場合は数億円措置されていないと。だから、きちんとこの、しかも今聞いたら12分の1と10分の1のところもあやふやだということなので、課長からも答弁していただきましたが、やはりしっかりと広域連合に、なぜこういう数字が小樽市の場合には出るのかという解明を市からも要求すべきではないかと思うので、もう一度、答弁をお願いいたします。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

委員のおっしゃるとおり、中身を精査した上で、北海道後期高齢者医療広域連合にはしっかりと確認をしていきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

この後期高齢者医療のもう一つの令和元年度の問題点が、特例措置の廃止という問題です。これはまず、どういう制度が廃止になったのか、説明してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、対象者ですけれども、保険料の均等割の9割軽減にかかる特例措置が廃止された方ですが、世帯主と被保険者の所得の合計が33万円以下で、被保険者全員が現金収入が80万円以下で他に所得がない方、こういった方を対象にした制度でございます。

○小貫委員

それはどのぐらい対象者がいたのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

影響を受けた方の人数についてでございますが、6,830人でございます。

○小貫委員

影響額は。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

1人当たりの影響額は、年間で5,000円ほどの増となっております。

○小貫委員

この問題も、先ほど丸山委員が言いましたが、高齢者に消費税増税とセットで負担を求めたということで、やはり大変問題であったということを述べて、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。